

平成 30 年第 3 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年9月12日（水）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月12日 午前9時00分宣告（第4日）			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	奥 田 信 宏
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
		政策推進 室長	北條 寿文		
	総務部	部長	岡村 智彦	次長兼 総務課長	浅野 幸司
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		介護支援 課長	戸谷 政司	環境課長	石原 己樹
		子ども 課長	舘林 久美		
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 まちづくり 課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 下水道 課長	伊藤 和孝		
	消防本部	消防長	伊藤 啓二	総務課長	山田 靖
	教育委員会 事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬
		生涯学習 課長	松井 督人		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事会局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
9	松 本 正 美	①児童虐待防止の対応策は大丈夫か……………	134
		②子育て・介護ダブルケアの支援策を図れ……………	146
10	水 野 智 見	①蟹江町消防団の今後について問う……………	155
		②蟹江町の土木事業について問う……………	164
11	中 村 英 子	①読谷村との交流について……………	173
		②飼い主がいない猫の対応は？……………	182

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成30年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催をいたしましたところ、昨日に引き続き定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可をいたしております。議員の皆さんは、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言の許可をいたします。

質問9番 松本正美君の1問目「児童虐待防止の対応策は大丈夫か」を許可をいたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

おはようございます。

1番 公明党の松本正美でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、1問目「児童虐待防止の対応策は大丈夫か」について質問をさせていただきます。

この児童虐待につきましては、昨日、飯田議員からも質問がありました。若干重なる部分もありますが、よろしく願いをいたします。

児童虐待は依然として深刻な状況にあり、そうした状況を示す数値が警察庁、厚生労働省から公表をされています。平成29年度上半期の警察による児童虐待への対応状況は、上半期1月から6月に全国の警察が虐待があるとして児童相談所に通告を行った18歳未満の児童数は3万262人で、前年比23.5%となっているところであります。5年前の平成24年上半期が7,271人であったことを比較すると4.1倍であり、警察への通報の増加とともに、警察も積極的に児童相談所に通告を行っている状況が明らかとなっているところであります。

児童虐待の種類別の状況は以下のとおりであり、特に心理的虐待が大きな割合を占めているところであります。

1つには、身体的虐待が5,723人、18.9%、2つには、性的虐待が97人で0.3%、3つには、怠慢・拒否（ネグレクト）が3,036人、10.0%、4つ目には、心理的虐待が2万1,406人、70.7%、そのうち面前のDVは1万3,859件と45.8%の状況であります。

増加の要因といたしましては、児童相談所の共通ダイヤル189の浸透、面前のDVを心理的虐待として位置づけたこと、さらに警察からの通告の増加等が考えられているところであ

ります。

愛知県では、児童福祉法第12条に規定する児童相談所として、名古屋を除く地域に10カ所の児童相談センターが設置され、児童に関する専門的な相談に応じているところであります。児童相談センターの29年度の相談対応件数のうち、児童虐待相談は4,364件で、過去最多であった平成28年度の4,297件に比べ、さらに67件増加し、8年連続して過去最多件数を更新しているところであります。

愛知県でも児童虐待相談の増加の要因は、引き続き警察からの通報が増加しているところであり、増加しているのは、保護者がDVを子供に見せることによる心理的虐待で、平成28年度に引き続き平成29年も心理的虐待が虐待相談の半数を超えている状況でありました。

先月、8月30日の最新の新聞報道によれば、全国の児童相談所が2017年度に対応した児童虐待件数は前年度比1万1,203件、9.1%増の13万3,778件であることも厚生労働省のまとめでわかりました。これは先ほどから述べているように、子供の目の前で親が配偶者に暴力を振るう面前DVの警察からの通報がふえたことが主な原因であり、1990年度の統計開始以来27年連続で最多を更新しているところであります。

厚労省では、毎年11月を児童虐待防止推進月間と定め、家庭や学校、地域において、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるように、広報・啓発やいろいろな取り組みを進めていますが、依然として父母らによる暴力やネグレクト、育児放棄、最近では心理虐待などが増加しているところであります。また、近隣住民などからの通報がふえ、虐待が発覚しやすくなったことも挙げられております。

当町の児童虐待について、児童虐待の強化対策を図るために、児童福祉法が平成28年度に改正されましたが、これまで改正による当町への影響はどうだったのか伺いたいと思います。あわせて、当町における28年度からの児童虐待相談対応件数とその内容について伺いたいと思います。

○子ども課長 館林久美君

それでは、ご質問いただきました法改正による当町への影響について、まずご説明させていただきます。

平成28年度の法改正による当町への影響といたしましては、要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修が平成29年4月から義務化されたことを受けまして、担当職員が5日間の講義及び演習の研修を終え、より専門的な知識を持って対応させていただいているところでございます。

続きまして、虐待件数とその内容についてお答えさせていただきます。

平成28年度からの虐待件数につきましては、平成28年度におきましては、性的虐待が1件、ネグレクトが13件の合計14件でございました。昨年度、平成29年度におきましては、身体的虐待が7件、ネグレクトが11件、面前DVを含みます心理的虐待が15件の合計33件でござい

ます。

○1番 松本正美君

今課長さんのほうからお話がありましたが、28年度の蟹江町はどうだったかということでお話がありました。要保護のそうした取り組みが行われているということで、会議が行われているということで、以前はそういう会議はなかったが、今回29年度から会議が開かれているということでありました。

依然として先ほど虐待相談対応件数のうち、医療関係や、そうしたいろんな状況等もあるわけなんですけれども、今お話がありましたように、虐待件数の中ではやっぱり心理的虐待が全国的にもふえてきている。本町も一緒のようなことが起きているという、そういった状況でありました。

もう少しちょっと詳しくお伺いしたいんですけれども、この虐待相談件数のうち、医療機関、また学校、幼稚園、保育園、警察等からの通報件数は何件あったでしょうか。わかる範囲内でちょっと教えていただきたいと思います。

○子ども課長 舘林久美君

昨年度についての件数を申し上げます。通報の内容といたしましては、児童保護者からの110番通報が6件、ご近所からの110番通報が5件です。あわせて学校、幼稚園、保育所等からの役場への通報が6件と確認させていただいております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

虐待が、特に心理的虐待というのがふえてきておるわけなんですけれども、今もお話がありましたように、110番からの通報があるということもお話がありました。特に心理的虐待の背景の中には、ひとり親家庭だとか、経済的困難なそういった家庭、また、孤立、夫婦間の不和とか、育児疲れによってそういった虐待が起きているということが考えられるわけなんですけれども、特に当町の心理的虐待がふえている原因、要因は何か、ちょっとお伺いしたいと思います。わかる範囲内でいいのですので、よろしくお願いします。

○子ども課長 舘林久美君

すみません、やはり心理的虐待ということになりますと、先ほども申し上げたように、夫婦げんかだとか、夫婦げんか以外にも別の方がおうちに来てというところで、内縁というところのけんかを子供の前でというところが多く確認させていただいております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

いろんなパターンがあると思うわけなんですけれども、この原因は何かということで、部長もみえますので、そういったことを含めて、今後の対応策を考えてみえるんだったら、少

しお話しください。

○民生部長 寺西 孝君

当町におきまして心理的虐待が急速にふえている、そういったところは本当に悩んでいるところがございます。1つ、心理的虐待がふえている原因について、私からも少しお話をさせていただきますたいんですけれども、まず今子ども課長のほうから、親のDV等、言葉の暴力等で件数がふえているんですけれども、この親のDVによって、その親のDVを見ることによって、その子供、警察が把握したその子供の数がそのまま児童相談所のほうに虐待件数、心理的虐待を受けたということで報告されます。ですので、DVがあったおうちに2人お子さんがいて、それを目撃していれば2件、これが児童相談所のほうに通報される。このことによって、心理的虐待が数として急速にふえているというふうに考えております。しかしながら、現状は全体の件数もふえているというのも危惧しているところではございます。

私どもといたしましては、今般専門の研修を1人愛知県のほうに派遣いたしまして、5日間研修を受けさせていただきました。こういった担当を大いに活用させていただいて、虐待の防止に努めてまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

心理的虐待でありますので、今部長のほうからもそういった対応を図っていきたいというお話をされてみるわけなんですけれども、特に精神面でのそういう親御さんの悩みというのは大きいのではないかなと、私はこのように思います。

そういう意味では、今、蟹江町がこのたび子育てサークルの活動を進めていきたいようなことをホームページ等でも載せてみえます。これは非常にいいことだなと、このように思うわけなんです。親御さんの負担を少しでも軽くしてあげるためには、こうした取り組みは非常にいいことだなと、このように思っておりますので、ぜひ進めていただきたいなと思いますので、これを要望しておきますので、お願いいたします。

次にまいります。

次に、これまで児童虐待で亡くなられた子供は3歳以下の事例が多く、特にゼロ歳児は最も多く被害に遭っていると報告をされております。虐待死した子供の実母の多くが、若年妊娠や望まない妊娠など、問題を抱え、医療機関での健診や行政サービスを受けておらず、育児不安を抱えながらも、誰にも相談できず、孤立を深めていることが虐待を生む原因になっているとも指摘をされているところであります。

現在、当町では、乳幼児の健診未受診者に対して、再度の案内通知や電話、こんにちは赤ちゃんの事業などの家庭訪問や、出産から育児などの子育て支援としてプレママ事業にも取り組んでいただいております。今後、児童虐待防止のためにも、子育てに奮闘中のお母さん

の妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援の充実が求められております。

現在、子育てに奮闘中のお母さんを支援するコモンセンス・ペアレンティング講座を導入する市町がふえております。コモンセンス・ペアレンティングとは、アメリカネブラスカ州の児童施設が行動心理学に基づいて開発された教育支援プログラムで、誰にもできる子育てのスキルであります。

これは子育てのいらいら、自己嫌悪などの悩みを減らすために、少人数で楽しくしつけの練習を行うもので、子供への効果的な伝え方や褒め方、注意の仕方、毎日の困り事も一緒に考え練習するという取り組みであります。当町の若いお母さんの中には、核家族などで孤立しがちな母親が育児の疲れや不安などから産後鬱に陥る方もあると聞きます。この状態が長く続くと、子供の虐待へと発展するのではないかと心配もいたすところであります。

当町でも、子育て中のお母さんの子育て・援助スキルを持つことにより、支援に役立てていただくためにも、コモンセンス・ペアレンティングの講座の導入で児童虐待への対応策として取り組んでいく考えはないかお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、ご質問のありましたコモンセンス・ペアレンティング講座の導入で、児童虐待防止への支援へ取り組む考えはないかについてお答えさせていただきます。

このような講座は、子育てに不安を持った保護者の子育てスキルを上げ、自信を持った子育てができることにつながると思いますので、子育て中の親御さんが集う子育て支援センターなどを活用して、子育てについての講座を開くことができればと思いますので、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今課長のほうからもお話がありましたように、コモンセンス・ペアレンティングは非常に子育てに悩むお母さんにはいいということで、講座を検討していきたいということですので、ぜひ検討していただきたいと思うわけなんですありますが、このコモンセンス・ペアレンティングの講座を導入しています市町では、講座の修了者にアンケートをとったところ、どなる頻度が半減したと、また、褒めることがふえてたという、そういうアンケートの結果も出ております。また、自己嫌悪に陥ることが減ったということも、すごく楽になったということも、好評であるということも言われております。

どうか多世代交流センターがオープンいたしますので、ぜひ子育て支援の講座を開いていきたいということですので、どうぞそうしたペアレンティングの講座の導入もよろしく願いをしたいと思います。よろしく願います。

次にまいります。

次に、児童虐待は早期発見が事態の悪化を抑えることにつながると考えます。地域はもち

ろんのこと、虐待に気づきやすい学校や医療機関などが町や児童相談所との連携を一段と強めていくことも重要だと考えます。

他の市町では、医療現場の理解を促すために、診察時における虐待発見の要点を示したマニュアルを作成し、それに基づく研修会を開催されていると聞いております。当町の虐待ケースで何よりも大切なことは、未然に防ぐことが大変重要であります。相談できる機関を子供自身に知らせるためのSOSカードを学校を通じて配布するなど、また、医療機関や学校に対してのマニュアル作成や研修会の開催など、虐待の早期発見、悪化防止につなげていくために取り組みはどのように考えてみえるのかお伺いしたいと思います。

また、当町では虐待を受けた児童などに関係機関が連携を図り、児童虐待への対応を行う、先ほどもお話がありました29年度から設置されたということですが、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置が求められておったわけですが、既に29年に設置されたということで答弁がありました。これは割愛させていただきますが、よろしく願いをいたします。

以上です。

○子ども課長 館林久美君

それでは、順番に回答させていただきます。

まず初めに、相談機関についてでございます。子供への相談機関の周知につきましては、ことしの4月以降に各学校経由で全児童・生徒に対しまして、子ども人権SOSミニレターが配布されております。それでもって、子供たちにはSOSの発信方法が周知されたところでございます。

次に、マニュアル作成についてですけれども、具体的なマニュアルの作成はしておりませんが、毎月、児童虐待実務担当者検討会議を開催いたしまして、教育機関、健康推進課、保健センター及び児童相談所におきまして、要保護児童・要支援児童につきましての状況報告をさせていただき、最新の状況で情報共有ができているところでございます。

また、その会議におきまして、ことしの8月から構成機関といたしまして、警察官の参画の促進が愛知県警より促されましたので、当町でも早速参加していただき、情報共有が警察とも進んでいるところでありますので、これまで以上に早期発見、悪化防止につながるのではと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

特に、今回虐待の早期発見、悪化防止に取り組んでいただきたいわけですが、特に先ほど学校におけるSOSカードの学校を通じての配布ということで、今課長のほうからもSOSということで、子ども人権のミニレターが配布されているということでもあります。こ

これは法務省から出ているということをお聞きしております。これは全国の小・中学校へ配布をされていると。

また、そのほか、24時間子どもSOSダイヤルだとか、また子どもSOSカードとか、そういったいろんな取り組みがなされているというようにもお聞きをしております。この利用促進については、これは教育長のほうがよくわかってみえると思いますので、利用促進についてちょっとこのSOSのミニレター、また人権の110番だとか、SOSダイヤルだとか、そこらわかってみえると思いますので、細かい内容をちょっとお聞きできればと思います。

○教育長 石垣武雄君

今SOSのミニレターということですが、先ほど子ども課長のほうからお話があったと思いますけれども、子供たちにこういうのがあるよということで、置いているとか、配っているとか。これの内容については学校の先生は知りません。子供が書いて、書いたこともわからない。それを封書に入れて出すと。それで、人権委員さんが法務省へ行って、地区とか、いろいろなところへ還元して、このような訴えがあるよということでありますので、実際に例えば蟹江町内でそういうSOSのレターが何通出たとか、そういうことはちょっと把握をしております。何か関係あるときに、ひょっとすると問い合わせがあるかもしれませんが、今のところそのあたりはちょっと把握をしております。

ただ、先ほど言われたほかのカードとか、いじめ、不登校もそうですけれども、そういうのを子供たちに知らせることは当然やっております。これは実は、私は思うんですけれども、子供が一番簡単に考えれば学校の先生に言えばいいんですね。でも、学校の先生にも話せない。お友達もどうだろう。そういうときにこれを活用しなさいということで、誰にもわかることなく相談をかけて、そして人権委員さんのアドバイスを受けながら、電話をかけるとか何かだろうと思いますが、そんな形であろうと思います。

ちなみに、今私が言ったのは、自分で発信できない子で、自分で発信できる子は、例えば担任の先生、いや、担任の先生が難しいなと思えば保健の先生、養護教諭の先生に相談をかけて、また、学校のほうも発育測定とか、そういうものがありますので、そういうところで実際にあざとかないか、そういうこともお話をしたりしておるんですけれども、そういうような子供の訴え、こちらの発見、それ以外の方法でこういうものをということで考えられたものだというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

特に、今教育長のほうからお話がありました。この夏休み明けの9月というのは、非常に子供たちが悩める、そういったときでもあるし、そういう意味では児童・生徒の家庭内での問題が原因となって、虐待だとか、また自殺へと発展していくケースもあるということもお

聞きしておりますので、どうかそこらのところも含めて教育のほうでしっかりお願いしたいなど、このように思います。

それと、先ほどこの9月に要保護児童対策地域協議会が設置されたということで、まだ設置されていないかなと思ひまして、今回質問に上げさせてもらったんですけども、そういうことをお話をいただきました。

特に今回私がお伺いしたいのは、東京目黒区で起きました両親に虐待された5歳の女の子が死亡したという事件がありましたね。そういう意味で、転居する前後に児童相談所で適切に情報の共有がされていなかったとの問題も指摘されているわけではありますが、特に虐待のおそれのある子供の家庭が転居等によって当町を離れてしまったときの他行政との連絡、そういうことを共有はどのように考えてみえるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、お答えさせていただきます。

転出の際の対応なんですけれども、虐待会議ケース検討に上がっているような児童につきましての転出については、転出先へ必ず情報提供をさせていただいておりますので、現段階で蟹江町で情報が途切れるということはなく、転出先でも即対応できるような体制がとれているところだと思います。

以上でございます。

○1番 松本正美君

蟹江町ではそうした共有ができておるということで理解してよろしいということですね。

特に、要保護児童対策地域協議会の中で、いろんなことが話されると思うわけなんですけれども、その団体の皆様ですね、学校だとか保育園、幼稚園、医療機関など、いろんな方が集まってみえるかと、このように思いますが、そうした早期発見、悪化防止のための情報の共有ですね、そうした推進なんかはどのように図られているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。わかっている範囲内でよろしいです。

○子ども課長 舘林久美君

先ほども申し上げたとおりなんですけれども、教育委員会につきましては、教育課において各学校の調整をとっていただいております。情報を吸い上げていただいております。私ども子ども課におきましては、保育所内での情報を担当から吸い上げて、それを持ち寄って情報共有をさせていただいているところでございます。

以上です。

○1番 松本正美君

情報の共有はされているということで理解してよろしいですね。

関係機関との効率的な共有の進め方の1つとして、今ICTの活用ということが広く推進を叫ばれておるわけなんですけれども、こうしたICTを活用したシステムの整備の推進な

んかも児童対策地域協議会の協議の場ではお話がありますか。

○子ども課長 舘林久美君

I C Tの活用については、今、現段階の会議においての議題には上がっておりません。以上でございます。

○1番 松本正美君

ぜひこうしたI C Tの活用も非常に今後大事になってくると思いますので、協議会に参加されたときに、ひとつまた要望をお願いしたいなど、このように思いますので、よろしく願いいたします。

次に、児童虐待防止緊急対策と総合対策についてお伺いしたいと思います。

政府は、7月20日に虐待を防ぐ体制強化の緊急総合対策を決めました。この対策の柱は、ことし3月に起きた東京都目黒区の事件で明らかになった課題に対処するための緊急対策と、従来からの防止策を強化する総合対策の2つであります。

虐待を防ぐ体制の強化の背景には、今回の事件で亡くなった女の子を含む一家は、ことし1月に香川県から東京へ転居しました。これに伴って、本来、児童相談所間で共有するはずだった虐待の危険性など、情報が適切に共有されていませんでした。

そこで、緊急性が高い場合は対面での引き継ぎを原則とするなど、児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際のルールを見直し、全国的に徹底がされました。このことを受けて、児童相談所が虐待通告を受け、48時間以内に子供の安全を確保できない場合は、児童相談所などが立入調査を実施することを決めました。

政府は虐待の緊急対策といたしまして、乳幼児健診を未受診だったり、保育所などに通っていないかたりする安全確認ができない子供の実態を9月末までに全国の市町村で実態把握することになっていますが、当町の取り組みをお伺いしたいと思います。

また、緊急対策に加え、総合対策では、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ児童虐待防止対策体制総合強化プランを年内に策定することになっていますが、児童虐待防止対策体制総合強化プランの策定の内容と取り組みについてお伺いしたいと思います。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、ご質問のありました件について順番に答弁させていただきます。

まず、乳幼児健診未受診の場合の確認方法につきましては、健康推進課にて確認させていただきましたことをお答えさせていただきます。

未受診の児童に対しましては、2回までは文書での通知をさせていただいているところでございます。それでもなお連絡がとれない場合につきましては、電話連絡、家庭訪問、保育所や幼稚園などの所属先への確認を行い、個別での対応をさせていただいております。その結果、現在、蟹江町におきまして、安全確認ができていない児童はゼロ件と受けております。また、保育所などを長期的にお休みする場合などは、必ず家庭訪問を行い、必ず児童の確認

をさせていただいているところです。

次に、国が示す強化プランについての策定内容は、国が示すものであります。その策定内容につきましては、児童相談所の体制強化と市町村の体制強化の2つがございます。その中で、市町村の体制強化につきましては、子ども家庭総合支援拠点の強化及び要保護児童対策地域協議会の強化となっているところです。具体的に申し上げますと、相談体制を強化するために必要な職員の確保、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員を専門職員の配置として支援していくこととなっております。先ほどの回答の中でもご説明させていただいたんですけれども、当町におきましては、担当職員につきましては専門研修を受講済みでありますので、再度ご報告させていただきます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今回の国が示してます対策について、一応蟹江町では子供の安全ということは確認済みということで結構でよろしいですか。一応蟹江町ではゼロ件であるということでお聞きいたしました。

また、総合対策については、これは国の施策でもありますが、蟹江町においても体制強化をしていかなければいけないということでもあります。特に、子供総合拠点のそうした取り組みもやっていかなければいけない。相談体制の強化も図っていかなければいけないということでもあります。

国立成育医療センターの研究所によれば、虐待対策を効果的に進めるには、保健機関の妊娠期からシステムの支援や児童相談所及び市区町村の虐待事例報告システムの改善、また、虐待対策の地域アセスメントが重要であるとも言われております。当町では、児童虐待強化支援対策といたしまして、今先ほども相談体制の強化だとか、子ども家庭総合支援拠点の設置だとか、こういったことも求められておりますので、これは民生部長にお聞きしたほうがいいと思いますので、それを含めて答弁がいただければ、よろしく願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

私も今、体制の強化というところでご答弁させていただきたいと思いますが、ここ数年来、虐待実務担当者会議というのを行ってまいりました。重なる答弁となりますけれども、保健センターで持っている子供の情報、就学児童の情報は教育委員会の職員から、そして、未就学の部分については子ども課の職員、そして、それに児童相談所が交わっての会議を毎月行っているところでございます。それに加え、今回から警察署の担当さんも加わって、これは目黒の事件を受けてだと思っておりますけれども、さらに体制を強化させていただいておるところでございます。

そこで感じますのは、やはり毎月それぞれの持ち寄ったケースを地道に検討することで、

それぞれの機関が情報の共有もできますし、信頼関係もできてまいります。ですので、もし当町で万が一のことがあった場合には、児童相談所、警察、それと私どもが極めて迅速に対応がとれるのではないかと、そのように今の時点では考えております。

あと、厚生労働省が児童相談所の強化を掲げておりますけれども、こちらについても、私どもとしては積極的に児童相談所と協力し合って進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ついでで申しわけないですけれども、ありがとうございます。

もう1つ、これは通告書には載ってなかったんですけれども、子ども家庭総合支援拠点の設置、これはもう28年度から言われてますので、ちょっとこの設置についてもお伺いしたいなど。先ほど課長のほうからもお話が出てましたので、よろしく願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

重なる答弁となります。すみません。

私どもといたしましては、さらなる体制の強化をとりまして、今議員がおっしゃられた子ども家庭総合支援拠点としての体制を、現状では実務担当者会議、さらに要保護児童の地域協議会、このさらに強化を図ることによって、現状では果たしていると考えておりますけれども、さらにこれに向けて取り組んでいきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

子ども家庭総合支援拠点の配置というのは、非常に大事なことだと思いますので、国もこのように進めるように言ってますので、よろしく願いをいたします。

ちょっと町長のほうにお聞きしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

当町の児童虐待の対応策は、虐待を防ぐことができるという認識に立って、行政側は最新の情報を学び続けていくことが求められております。子供は声を出せないのも、行政がきちんと子供を守るべき対応策を考えていかななくてはならないと思います。核家族や地域の人間関係の希薄化する中、ますます行政が担う役割は重要であります。当町でも新たな児童虐待を防止するためには、さらなる拡充と新たな対応策が求められていますが、横江町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、松本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

児童虐待の防止の対策云々については、これといった特効薬があるかということ、それぞれの地域に1,740以上の自治体があるわけでありまして、それぞれのやり方が僕は基本的にはあるというふうに思っています。

ただ、本当にありがたいことに、蟹江町ではしっかりとした対応を今現在させていただいております。そういう案件が1つもない。ただ、過日報告があった東京目黒の本当に痛ましいあのような状況は絶対起こしてはならないということを踏まえて、関係各位にはしっかりと指示を出させていただいております。

町が大きくなればなるほど、地域の関係が希薄になっていくというのは、蟹江町だけではないというふうに思っています。今後とも安心・安全、そして住みやすいまちづくりを建設するためにしっかりと頑張りたいというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

よろしくお願ひいたします。

次に、広報・啓発の強化についてお伺ひします。

保護者に対して子育て知識、相談先社会資源などの伝達、社会的孤立を防止するための働きかけなど、支援を必要とする保護者に向けた啓発の取り組み、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりの推進は重要な取り組みであります。

ことしも虐待防止推進月間を11月に迎えます。公用車に虐待防止推進月間のわかるマグネットを張るなどの啓発や、町内全体的な虐待防止の広報・啓発の推進はどのように考えてみえるのかお伺ひしたいと思います。

○子ども課長 館林久美君

それでは、お答えさせていただきます。

まず、昨年度につきましては、広報紙及び庁舎電子掲示板におきまして啓発活動を行いました。あわせて町内のイベントの際に啓発物、ティッシュになるんですけども、これをお配りして啓発活動をさせていただいたところです。今年度においても同様に考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

啓発のほうもしっかりとよろしくお願ひいたします。

特に、若年のお母さんから、なかなか相談がしにくいということで、全国では匿名でも相談できるというシステムが組んであるわけなんですけれども、そういったインターネットを活用した相談窓口、そういった取り組みができるようにできないかどうなのか。匿名でも相談ができるような窓口ができないかというちょっとご相談もいただいておりますので、課長のほうで答弁ができればよろしくお願ひします。

○子ども課長 館林久美君

インターネットによる子供の虐待等の相談についてなんですけれども、政策推進課とちょっと調整をさせていただきながら、そんなコーナーが設けられるかどうかというのは確認をさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ひとつそうした匿名の方で相談ができるならということで、そういうお聞きしておりますので、そういったこともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、子供虐待通報の相談ということで、24時間受け付けている全国のダイヤル189番、この通話料を無料にする方針が国のほうで示されました。これは相談自体は無料ですが、通話料金が発生することを伝える冒頭の音声案内で、相談窓口につながるまでに電話が切れてしまうケースが多いためということが言われております。着実に子供の安全確認や支援につなげられるようにするために、対策強化策といたしまして、通話料の無料化、24時間相談に対応するスタッフをふやして運用の改善に取り組んでいくと国は言っております。

それで、今回、そうした意味を含めて、全国共通ダイヤルの189番の運用が無料化になったということをお皆さんに周知徹底をまた図っていただきたいなど、このように思ひますが、この周知徹底、啓発については、ちょっとお考へをお伺ひしたいと思ひます。

○子ども課長 舘林久美君

昨年度もさせていただいたんですけれども、今年度も町内のイベントにおきまして、189を周知させていただくティッシュを愛知県のほうからいただいて啓発していきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか啓発のほうをしっかりと取り組んでいただきたい。なかなか皆さん啓発されているんですけれども、伝わってない部分が結構ありますので、町内のそういったイベントだけではなく、いろんな形を通して周知徹底ができるように取り組んでいただきたいなど、このように思ひます。

全国的にも心理的虐待がふえているということでもあります。当町はおかげさまで、そういった今のところは起きてないというお話でありましたけれども、今後起きないとは限らない、それは保証できないものですから、それに対してしっかりと対策をとって、万全な対応策を図っていただきたいなど、このようにお願ひ申し上げまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長 奥田信宏君

以上で、松本正美君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「子育て・介護ダブルケアの支援策を図れ」を許可をいたします。

○1番 松本正美君

2問目ではありますが、1番 公明党の松本正美でございます。

2問目「子育て・介護ダブルケアの支援策を図れ」を質問をさせていただきます。

当町では、子育て、介護、地域福祉など誰もがお互いに支え、支えられる地域共生社会の構築が求められているところであります。その中で、今後、子育てと介護を同時に行わなければならないダブルケアの世帯の状態が増加していくことが考えられます。ダブルケアの背景には、晩婚化による出産年齢の上昇に加え、育児や介護を手伝ってくれる兄弟、姉妹、親戚の減少といった家族関係の変化が複雑に絡み合っているところであります。

ある研究所の調査では、6歳未満の子を持つ母親の約1割が介護に携わっているとのデータもあります。共働き世帯での対応に追われる人も多く、その負担は女性に集中しているとの調査結果が出ました。このことから、今ダブルケアへの支援は欠かせない最も重要な施策でもあります。

ここで、ダブルケアの現状をお話しさせていただきます。

平成28年に国が発表いたしました調査によると、実に25.3万人がダブルケアを体験しています。しかし、この調査は就学前の児童を持つ人々を対象としているため、実際の人数はさらに多いとも言われているところであります。ダブルケアの背景には、結婚や出産の時期が遅くなっていることが挙げられますが、少子化による介護の担い手が減っていることも要因の1つと言われています。

しかし、ダブルケアという言葉は、まだまだ一般には浸透していない状況にもあるところでもあります。2015年に民間企業が行った調査によると、ダブルケアという言葉を知ったことがある人はわずかに8.1%でした。ダブルケアがふえている現状に対し、世の中の認識との間にギャップがあるとも言えます。

当町においても、ダブルケアは今後の大きな壁となり、住民の前に立ちはだかってくるものが予想されます。今後、団塊の世代が75歳を迎える2025年には、介護を必要とする年代に差しかかります。世間の認識とは裏腹に、今後さらにダブルケアに拍車がかかることは明白と言えます。子育てと仕事の両立、介護と仕事の両立にとどまらず、子育てと介護と仕事の並立を図るための支援策の開発が急がれていますが、当町のダブルケアへの認識について寺西民生部長へお伺いしたいと思います。

○民生部長 寺西 孝君

ただいまのダブルケアの認識について答弁をさせていただきます。

私どもといたしましては、平成28年4月に内閣府から育児と介護のダブルケアの実態に関する調査、これが示されたところで承知をしているところでございます。ただいま議員のほうからダブルケアを体験している方が25万人以上いらっしゃるというお話でございました。私どもといたしましては、その25万人の方々の年齢構成でございますけれども、ダブルケアを行う方の平均年齢は男女とも40歳前後で、育児のみを行っていらっしゃる方よりも4、5歳程度高く、介護のみを行う方と比較いたしますと20歳程度低い年齢構成であることを承知しておるところでございます。

また、ダブルケアを行う方が子育てに不安を感じていらっしゃる方が約半数、介護に負担を感じていらっしゃる方が3分の2を上回る、そのようなことも確認をさせていただいております。

そして、ダブルケアをやっていらっしゃる女性の方は、男性に比べて周囲からの手助けが得られてない、そういった実感を持っていらっしゃる方が非常に大きな問題であると、そのことを認識をしているところでございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

ただいま民生部長のほうから子育て・介護のダブルケアの認識についてお話がありました。その中に子育て、介護に対する不安は大きいということもお話があったわけではありますが、そういう意味で、当町でも子育てと親の介護を同時に担うダブルケアというのは今後必要になってくると、このように思います。増加も心配されるところであります。

そういう意味で、子育て・介護のダブルケアの支援といたしまして、育児と介護の両立を支えるためには、特に子育てと介護の連携が今後必要となってきますが、子育てと介護の連携について、ちょっと重要だと思しますので、お聞きしたいと思っております。

○民生部長 寺西 孝君

私どもの現在の体制でございますけれども、介護のことのお尋ねがあれば介護支援課、育児についてのお尋ねがあれば子ども課のほうで対応させていただいております。それぞれがお悩みをお持ちで、どちらのほうか、介護のほうがお悩みなのか、子育ての部分でお悩みなのか、その辺もよく聞き取りをしながら、関係間でよく連携をとりながら、現時点では対応させていただいております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

連携ということで、また後ほど相談窓口のところでもちょっとお聞きしたいと思っておりますので、次にまいります。

次に、ダブルケアの問題点といたしまして、1つには経済的な負担であります。ダブルケアでは、子供の教育に関する費用のほかに、親の介護や通院にかかる費用の負担が必要となる場合がほとんどであります。経済的負担が家計に重くのしかかっているところであります。

2つ目には、体力面での負担であります。仕事を持ちながらケアを行う場合には、仕事、介護、育児でのトリプルケアになり、体力面での負担はさらに大きくなります。

3つ目には、精神面での負担があります。ダブルケアの現場では、精神面の負担も見逃せない問題ではないかと、このように思います。

特に、周囲の協力が得られずに1人で2つのケアを任されている場合には、精神的負担は相当なものであります。また、国の統計では25.3万人のダブルケア当事者のうち16万人余りが女性で占められているところでもあります。負担の多くが女性にかかっていることから、女性の働き方にも影響が出ているとも言われているところでもあります。

当町の当事者からは、誰に相談してよいかわからないといった悩みがよく聞かれます。また、孤独感を抱えながら、経済的に困窮したり、心身ともに疲れてしまう人もみえます。親の介護のときに子供を預ける場所がないと悩んでいても、役場の窓口では必要なサービスや情報の提供が十分にできないのではないかと、相談窓口の改善の要望もいただきます。

当町でも相談窓口はそれぞれの所管別に対応することが多いため、支援を必要とする方々に必要なサービスや情報が届きにくいという現状もあります。当町の相談窓口の一元化や包括的な支援体制の構築は、住民の皆様が安心していただくための取り組みだと私は考えているところでもあります。

当町の役場の窓口で必要なサービスや情報の提供は、住民の皆様にとって大変重要であります。このことから、子育て・介護のダブルケアの相談窓口の一元化や、包括的な支援体制の構築は、住民の皆様にとって安心できる取り組みだと考えます。このことにつきまして、寺西民生部長はどのように考えておみえか、お考えをお伺いしたいと思います。

○民生部長 寺西 孝君

女性の晩婚化に伴う出産年齢の高齢化、また少子化によって、介護を分担する兄弟姉妹の減少などによって、子育てと親の介護を同時に行うダブルケアと言われる問題を抱えた方の増加が本当に今懸念されているところでございます。

本町におきましては、子育てにつきましては子育て支援センター、介護につきましては地域包括支援センターなどが相談に応じているところでございます。また、子育てや介護などの複数の課題を抱えた方につきましては、民生部内だけでなく、社会福祉協議会、海部福祉相談センターなどとも情報を共有し、支援方針の検討を行っているところでございます。

町といたしましては、今後も子育てと高齢者の担当が連携を図り、支援に向けて適切に取り組んでまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

この子育てと介護のダブルケアの相談窓口であります。今部長のほうからもお話がありました。私も民生でも介護について、相談窓口の一元化というか、1つにまとめてほしいというお話もさせていただいたわけなんですけれども、特に子育てと介護をダブルですので、そういった相談窓口というのはやっぱり一元化していかないと、なかなかすぐに回答がいただけないのではないかなと、このように思うわけなんです。

今全国的に見ても、相談窓口を一元化していこうという動きもあります。そういったとこ

るもあります。そういった意味で、今後、連携はとっていくということで部長はお話ありましたが、窓口にみえた方は、そこですぐそういった相談をしたいという方が多くみえるわけなんですね。特に、仕事だとか介護の悩みを持っている方の中には、仕事と子育て、介護の両立に悩む方は、相談される時点で仕事をやめることが決まってから相談にみえる方もあるわけなんですね。蟹江町にもみえます。やめる決断をする前に、こういった子育てや介護サービスの利用ができるか、こういった住民にわかるような相談支援体制も必要ではないかなと。そういう意味では、相談窓口の一元化というのは、今後大事になってくるのではないかなと思うんですね。

やっぱり働いてみえる方、先ほどもありましたように、若い方が介護をされる方が多くなっていくということです。そうした方はどうしても仕事も抱えていますので、介護することによってやめなければいけない。それではやっぱりいけないものですから、そうした仕事に関しても悩んでいる方に対しても対応できるような相談窓口体制を今後組んでいかないと、子育ては子育て、介護は介護だと、なかなか相談に応じることができないのではないかなと、このように思いますが、もう一度ちょっとそこらのところを含めてお話あれば。

○民生部長 寺西 孝君

お客様が窓口のほうでご相談におみえになることがあると思います。そういたしますと、例えば介護支援課で対応させていただくとすると、例えばその方については訪問介護が必要なのか、デイサービスが必要なのか、ショートステイが必要なのか、介護する方がですね、そういったことを聞き取らせていただき、専門的な知識を持った職員が対応させていただいておるところでございます。

もし子育てについてお困りでありましたら、一時保育であるとか、ファミリー・サポート・センターの活用であるとか、保育所の優先入所であるとか、そういったものもやはり子ども課の専門の職員が対応させていただく。そんな中で、同じ庁舎の1階、近いところがございますので、お互い連携をとって顔を突き合わせながら、その方に対しての最善の支援についてお互いの担当が相談し合って、この支援策を構築していく、そんなような形で今は対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

民生部長のほうからは、子育ては子育て、介護は介護という、そういう相談窓口に対応していくということですが、私はこのダブルケアの相談窓口の一元化というのは、これは非常に大事だということは、今、町の組織は縦割りになっているものですから、非常に支援体制の構築がなかなか思うようにいかない部分もあるのではないかなと、このように思うわけなんです。町民のサービス向上のためにもこれは図っていただきたいと思うわけな

んですね。

先進地でもこうした縦割りの壁を越えるために、複数の困難と同時に向き合って検討して、そうした一元化の窓口をつくっているところもあるわけなんですね。だから、そういう意味ではそういった対策の検討といたしまして、ワーキングチームをつくっていただいて、今後のダブルケアの相談窓口の一元化についても含めて、そうしたワーキングチームをつくって設置していただいて、検討会を行ってはどうかなと、こう思うわけなんですね。

それで、これから第5次総合計画もつくられて検討されてくるかと、このように思うわけなんですね。そうした意味でも、こうしたワーキングチームというのは必要ではないかなと思います。

町長がみえるので、町長のほうから第5次のそういうことも含めてよろしくをお願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをしたいと思います。

急に振られましたので、何も今答えるものは持っておりませんが、支援体制と窓口受付とは、まずはちょっと意を異にしているというふうに思っております。決して今うちの担当部長が申しあげましたとおり、一元化の窓口を今つくらなくても体制ができるようなことにはなっております。実際、民生部の機構改革をいたしまして、それぞれの窓口には従来、例えば子ども課という新たな、名前だけ変えたんですけれども、その体制も変わっております。それから、介護支援課も含めてでありますけれども、保健も保健で1つの固まりをつくり、そこに相談を持ちかけて、そこで共同体制ができるような、そういう体制も実は今できているわけでありまして。

ただ、人数の配置だとか、資格の問題等々ございます。特に、蟹江町は安心安全課という、蟹江町の交通安全だとか、それから防災、防犯、これを1つにした窓口をいち早くつくったときにも、やっぱり消防士をとりあえず窓口据え、そして一番身近なところでの情報共有ができるような、そんな連携もっております。

2番目には保育士を窓口のところにも実は置いてございます。また、保健師も保険医療のところにも置いてございます。ある意味、窓口へ直接お見えになった方がそこでレアな話ができるような、情報がすぐ保健センターのほうに行けるような、そんな体制も実はとっておるわけでありまして、今ワーキングチームをつくりというのも、決して否定するものではないでございます。

また、ご質問の第5次総合計画も来年度しっかりとつくっていかねばいけません。32年までが第4次総合計画の終了期間でありますので、新たに33年から始まる計画についても、今松本議員がご指摘をいただいたようなことも含めて、2025年問題から2040年問題まで、本当に長いスパンの10年計画でありますので、しっかりとそこは踏まえてやってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

1つ、今後そういった流れの中で、いろんな問題も出てくるかと思imasので、そうした一元化も頭の中に入れていただきまして、考えていただきたいなと思imas。多くの方が悩まないようにしっかりと取り組んでいただければいいかなと思imas。

次に、ダブルケアの取り組みといたしまして、住民へのサポートを行う自治体も出てきております。先進的な支援策に取り組んでいる大阪府堺市では、2016年10月から市内7つの区役所にダブルケア専用の相談窓口を設置しました。そこでは、育児と介護の両方の研修を受けた保健師や社会福祉士などが中心に相談に乗っておるところであります。

ダブルケアの悩みは、育児や介護だけではなく多岐にわたり、窓口では相談を受けた後、必要な部署と連携し、包括的にサポートできる体制をとっておるところであります。当事者の悩みを把握することで、新たな制度づくりにもつながっていると聞きしておるところであります。

さらに、2017年4月からは特別養護老人ホームの入所の要件を設定し、ダブルケアの場合は優先的に入所できる制度もスタートいたしました。他にもショートステイを利用できる日数の拡大や保育園への優先入所など、ダブルケアの負担を減らす環境づくりも進められておるところであります。堺市では、ダブルケアという言葉を用いて課題を見える化したことで、職員が多様な相談内容を受けとめ、関係機関の連携促進が図られているところあります。

また、横浜市では、地域のNPO法人主催のダブルケアサポーターの養成講座に市職員の受講を促し、相談や対応の改善を試みる取り組みを実施し、孤立しがちなダブルケアラーがほっとできるネットワークづくりを目指しているところあります。また、ダブルケアの受け皿となる育児や介護サービスを行う民間企業を育てるため、地元の信用金庫と連携した融資相談事業も実施されているところあります。ダブルケアに対する負担を軽減するサポートを展開をしてみえます。

堺市では、ダブルケアの支援策を検討するための実態調査を実施し、実態調査の結果から、子育て・介護のダブルケア世帯では、子育てのみ、介護のみ世帯に比した施策の充実感が低い傾向にあることが判明をいたしました。当町でも堺市の事業展開を参考に、ダブルケアの相談窓口の設置や課題解決のためのダブルケアの支援策を検討するために、育児と介護の両立に直面する当事者に寄り添いながら、どのように課題があるかを詳細に把握する実態調査を実施し、ダブルケアの支援策を検討する考えはないかお伺いしたいと思imas。

○民生部長 寺西 孝君

ただいま堺市を例にお話をいただきました。当町におきましても、堺市を参考にさせていただいて、今のご提言について検討を進めていきたいと思っております。

実態調査でございますけれども、本町では平成31年度に子ども・子育て支援事業計画の改定に向けましたアンケート調査を実施する予定でございます。子育て中の皆様方にダブルケアについての意識調査の項目を織り込みながら、実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

また、その翌年度に策定をいたします高齢者や障害者、児童の福祉等に共通する事項を記載いたしました地域福祉計画、こちらにつきましても、そのアンケート結果を何とか活用させていただき、ダブルケアの項目を設定できないか検討を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

ダブルケアの対策をしっかりと進めていただきたいなど。

アンケート調査を行われるということですので、これもまた状況等がわかっただら、また教えていただきたいと思っております。

特に、堺市では、特別養護老人ホームの入所要件の緩和だとか、そしてまた、保育園の優先入所などに取り組んでみえるということでもありますので、その点、蟹江町としてはこのダブルケアの皆さん、介護されるに当たって、入所、また老人ホームへの入所の優遇とか、そういうことは考えてみえないでしょうかね。

○民生部長 寺西 孝君

例えば、保育所の入所がまた11月から受付をさせていただくんですけれども、その中に親御さんの介護についての事項も記載する欄がございますので、そういった方があれば優先順位は高くついていくと思っておりますし、特養につきましても、その辺の聞き取りはございますので、そういった対策をやっているところであるというふうには考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

特に老人ホームの入所案件は非常に満員ですので、非常に困っている方は多く聞いておりますので、よろしく願いいたします。また、保育園への入所もこういった方を優先的にひとつ取り組んでいただくようによろしく願いしたいと思っております。

次に、ダブルケアの周知についてお伺いしたいと思います。

ダブルケア支援策の検討にあわせて、ダブルケアについての認識を広めることも大切であります。最近ではテレビの子育て番組の中でも、ダブルケアについての特集や子育て雑誌など、メディアを通じて話題となっているところであります。堺市では、当事者だけではなく、周囲でかかわる方が当事者を支援に結びつけられるように、リーフの作成やITの活用で広く周知や情報の提供を図っているところであります。当町でもダブルケアの課題を顕在化させ、

町民の皆様を理解してもらうための周知、情報の提供を広く図っていく考えはないかお伺いしたいと思います。

○民生部長 寺西 孝君

冒頭の議員のお話の中にダブルケアの認知を8.1%前後であるお話を先ほど頂戴をいたしました。このように、まずダブルケアの認知度につきましては、現時点では非常に低いと考えております。実際にダブルケアを経験していらっしゃる方でも、ダブルケアという言葉を知っていらっしゃる方は2割程度だと言われているところでございます。まずは子育てと介護を同時に抱えるという大変な状況がある、そういった方を周知するためにも、言葉を普及させる必要があると考えております。言葉があれば、その実態を認知し、社会全体の問題として認識するために大切なことであると考えておりますので、広報等による周知を検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今部長のほうから話がありましたように、ダブルケアについての認知度は低いということですので、そういう面を含めて、今後情報の提供というのは非常に大事ではないかなと、このように思っております。

特に介護なんかでもお話をよく皆さんから聞くわけですが、基礎をまとめた、そういった介護情報のアプリを配信したらどうかということもお聞きしております。もっともっと介護についても情報が欲しいということをよく皆さんからお聞きます。

特に、介護に初めて向き合う人については、これはどうしたらいいのかということ、介護の進め方についても知らない方も結構みえますので、そういった方についても、よくわかるような介護情報を町当局も流していただきたいなど。流しはされてるんですけども、皆さんに情報が行き渡ってないということが考えられますので、先ほど部長言われたように、ダブルケアについては特に認知度が低いということですので、認知度を高めるためにも、情報の発信を取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、今後実生活でダブルケアの必要性が出てきた場合に、負担を軽減するためにはどのようなダブルケア対策が必要なのか、今対策を考えるときが来ております。現状の制度は、高齢者、子供というように対象、目的別のサービスになっております。それがダブルケア当事者の複合的なニーズに対応する制度が必要と考えるところであります。それができれば、ダブルケア当事者はもちろん、もしかしたら高齢者や子育て家庭にとっても、より行き届いた制度になってくるかと思えます。

サービスは社会化されましたが、ケアの責任者、キーパーソンという部分は社会化されざる領域として残っていると思います。日本がダブルケア時代に突入する中、社会の包括的なサポートが当町でも必要であります。当町でもダブルケアを社会問題として認知することが

必要ではないかと、このように思います。このようなダブルケア対策について、今後の対策について民生部長のお話があればお聞きしたいと思います。

○民生部長 寺西 孝君

現在、国において、ダブルケアを含め複数の課題を抱えた方に対する相談体制やサービスの提供方法などについて検討を行っていると聞いております。具体的には、先ほど議員からご提案をいただきましたように、子育てや介護の分野を問わずワンストップで対応できる窓口の設置並びに福祉サービス全般の知識を有する相談支援推進員の設置が考えられているところだと聞き及んでおります。町といたしましては、ダブルケアの実態把握に努めてまいりますとともに、国の検討状況を踏まえ適切に対応させていただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうかダブルケアにつきまして、しっかりとした実態調査をやっていただきまして、そして、今後続くであります子育て・介護のダブルケアにしっかりと対応できるように、蟹江町としても取り組んでいただきたいなど、このように思います。民生部長からもしっかりと取り組んでいくということだそうですので、しっかり取り組んでいただきたいなど、このように思います。

このダブルケアの問題は、今後私たち蟹江町にとっても大変重要な課題だと思っておりますので、どうかしっかりとしたダブルケアの対策がとれるようにお願いしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、松本正美君の質問を終わります。

質問10番 水野智見君の1問目「蟹江町消防団の今後について問う」を許可をいたします。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野です。

議長の許可をいただきましたので、まず第1問目「蟹江町消防団の今後について問う」と題し質問いたします。

今回は現役の消防団員の方、または消防団のOBの方々から多くの質問またはご意見、要望などを聞きました。私としても、どうしても消防団のことをいろいろ思ってみえる多くの方の力になればと思い質問いたしますので、よろしく願いします。

なお、通告には書き忘れましたが、答弁等によっては総務部長、または副町長、町長にお聞きすることもあるかもしれませんが、よろしく願いします。

まず第1問目、消防団として求められるものの多様化、団員の町外勤務、蟹江町役場職員の団員が全分団員の約17%を占めているなどなどの理由により、平日、日中の出動は大変難

しくなってきたことから、蟹江町消防団は協力隊員制度ができ、現在は各分団5名まで在籍してみえます。蟹江町消防団協力隊員の運用に関する要綱に、消防団員または消防吏員を経験した町内在住、町内在勤の方、ただし消防団長は災害等出動に際し支障がないと認める場合は、町内勤務であることを要しないこと及び消防団業務の遂行に支障のない者が協力隊員になることができると定められています。

そこでお尋ねします。

分団によっては、団員確保がかなり難しい団もあるようです。出動要請があっても、平日、日中ですと、先ほど申しましたように、町の職員は約30名ほどみえるそうですが、公務もあり、出動の人員は限られると思います。そこで、今後、協力隊員の増員について考えてみえますか。

○消防長 伊藤啓二君

それでは、ご質問のありました協力隊員の増員についてお答えをさせていただきたいと思えます。

消防団協力隊は、団員の就業形態の変化に伴い、地元で働く団員が減少する中、昼間時等における災害出動の隊員を確保するため、平成16年4月1日に発足いたしました。以来、協力隊員の方々には後方支援など、できるだけ危険性の少ない活動を基本として、消火活動など災害現場で協力をいただき、大きな被害もなく経過をしてまいりました。

そのようなこともあり、現状では協力隊員の増員は考えておりませんが、近年、災害が多様化、大規模化し、さまざまな役割が消防団に求められておりますので、災害対応能力の向上を図るための取り組みについて今後は検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番 水野智見君

わかりました。

火災等あるときに協力隊員ばかりでなく、近所の方で放水等に心得のある方はお手伝いをされて対応してみえることもありますので、何とかなるのかなとは思いますが、今後のことも含めてご検討をいただきたいと思います。

次に、2問目、3問目に関しましては、いろいろ共通することもありますので、あわせて質問させていただきますので、お答えのほうもあわせてお願いしたいと思います。

それでは、2問目、3問目を続けてお願いします。

本年度より女性消防団員を5名増員することで、さらなる消防団活動の広報・啓発に努めるとともに、女性消防団員に応急手当普及員としても活躍していただくことで、災害時に備えた自助、共助の地域力を高めていくとされています。今後、女性消防団員の増員は考えてみえますか。

また、蟹江町消防署も本年度より女性消防署員を採用されました。女性消防団員は啓発活

動として、保育所、幼稚園等にて防災教室や、応急手当を習得し、住民向けの講習などをされ、女性消防署員とともに今後一層のご活躍を期待したいと思いますが、そこで、将来分団としても女性消防団の結成は検討されていますか。

この2点についてお願いします。

○消防長 伊藤啓二君

それでは、今2点ご質問いただきました。女性消防団員の増員についてと、それからもう1点でございますが、女性消防分団の結成についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず初めに、女性消防団員の増員についてお答えをさせていただきます。

消防団員、現在197名ございます。そのうち女性消防団員は、団本部に10名、分団に2名、合計12名が在籍をしております。団本部の女性消防団員の活動は、防火意識に関する普及活動、各種行事におけるナレーション等、消防団PR活動、災害時における後方支援活動を行っていただいております。

実際の活動といたしましては、保育所等の花火指導、地震体験車での防災啓発、2名の応急手当普及員による応急手当の普及指導、消防団行事のナレーション、町民祭りなどの行事での消防団PRなど、女性ならではの活動を行っていただいております。また、分団に在職している女性団員につきましては、男性団員と同じ活動をしていただいているところでございます。

団本部の女性消防団員の増員につきましては、今年度条例定数を改正し、増員したばかりでございますので、今後の状況を見ながら検討することとなりますが、各分団の女性消防団員につきましては、入団希望者があれば増員となると考えております。

次に、女性消防分団の結成についてお答えをさせていただきます。

現在、女性消防団員のほとんどが団本部に在籍し、活動していただいておりますが、女性消防団員の入団の歴史が浅いため、活動状況を見ながら、また、他市町村の女性分団の活動状況を参考にさせていただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

ありがとうございます。

以前、当時の消防長が、今後女性消防団員にも、他の地域によっては女性消防団もあつたり、女性の消防操法大会等もあるようにお聞きしてありますが、蟹江町におきましても、今後、女性消防操法大会への出場も視野に入れて検討していきたいということも言ってみえましたが、その辺のことはどう思ってみえますか。

○消防長 伊藤啓二君

今ご質問のありました女性の消防操法大会でございますが、これは3年に1回全国大会が

開催されております。それで、女性であっても軽量の可搬式ポンプを使って消火ももちろん可能でございますので、そういった活動もできると思っております。今後、女性がより幅広い分野で活動できるように検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番 水野智見君

ありがとうございます。

また、今後は女性消防団の方も入団希望者等出てきましたら、その辺のことも含めて検討していただきたいと思います。

それでは、次に行きます。

今後は消防団におきましても、地域の防災強化をより努めることが必要になり、町内の事業所、団のOB関係者、町内会の協力などを得ながら、団員の確保が今後は必要と思います。しかしながら、少子化などにより団員の確保は大変深刻な問題となっています。先ほど女性消防団のことについてもお聞きしましたが、将来消防団の再編などは検討されていますか。

○消防長 伊藤啓二君

ご質問のありました消防団の再編についてお答えをさせていただきたいと思っております。

現在の8分団制は、平成14年度からになっております。これは社会環境、生活環境の変動により町内在勤の団員が少なくなった、昼間時における団員の確保が難しくなってきたこと、また、昭和31年に10個分団となってから、人口増加とともに居住基盤も変化し、団員確保が厳しい分団が出てきたということで、抜本的に管轄区域も含めて見直しがされております。将来的に少子高齢化が進み、同様の課題があれば、現体制も見直す必要があると考えます。

以上でございます。

○5番 水野智見君

協力隊員のことも含めて今後検討していただきたいと思っております。

続きまして、地方公務員を初めとした消防団員確保に向けた一層の取り組みとして、平成25年、26、27年と3度にわたり総務大臣から市町村宛てに消防団員の処遇改善などについて依頼が行われました。消防団等充実強化法の趣旨や国の動向を踏まえ、職員がより消防団へ加入しやすい環境をつくるため、兼職及び職務専念義務の免除に関して適切な対応が求められてきたとお聞きします。

現在、当町においては、分団長と町職員の兼職は認められていません。以前、当時の消防長が、近年の団員確保が困難になってきている状況を鑑みると、分団長においても職員との兼職も視野に入れて検討しなければならないと述べてみえます。人事案件にも関係しますので、総務部次長兼総務課長に町の職員の分団長との兼務について考えをお尋ねします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

それでは、私のほうから町職員と分団長との兼務についての答弁をさせていただきます。

過去に消防本部から答弁させていただきましたように、町として現在も引き続き積極的に町職員に対して消防団員への加入を推進しております。そのような過程の中で、あわせて火災や風水害などの災害時に分団を統制、指揮する分団長への町職員からの登用を人事当局として検討してまいりました。

私たち職員につきましては、言うまでもなく、災害時など有事には町職員として蟹江町地域防災計画に基づき、町の組織の一員としてさまざまな応急対策活動に従事しなければなりません。したがって、現在のところ、有事に分団の指揮官としての分団長と町職員の本来の職務を1人の職員に兼務させることは大変難しいと認識しております。そういった現状を踏まえた上で、今後も引き続き消防当局と協議の上、分団長の兼職について、他の方策も含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

前回のとき、当時江上総務部長にも同じような形でお聞きしたときの回答の中にも、先ほど次長が言われたように、職員の候補が上がった時点で、適材適所のポストの配置とか、あと分団長の報酬の関係もありますので、そのようなことも検討した上で考えていきたいというようにことを述べてみえましたが、その後、先ほど次長も言われましたが、消防団とも協議すると言われましたが、以前に岡村総務部長が、これは別のことでの質問のときにお答えいただいたんですけども、蟹江町においてはYUME創り会議というのがあって、その時々情報共有をするものとテーマをそれぞれの部局から出して検討する。そして、流動的な社会情勢に対応して、職場環境の改善とあわせて住民の視点に立った組織、機構の見直しなど、それぞれのテーマ、また緊急対策テーマなどとして会議に諮っていくという状況ですということでYUME創り会議について説明されました。

これは以前にも町長にもお聞きして、横江町長が町長になられたばかりのころに、いわゆる役所の縦割り行政ということで、横のつながりがスムーズにいけないんじゃないかということで、そういうことも理由の1つとして、このYUME創り会議がつくられたようにもお聞きしておりますが、そうした中で、このYUME創り会議も含めて、こうした庁内の会議の中で、今までこの消防団の分団長のことに関して協議されたとか、そういうことはありますか。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、水野議員のほうから消防団の分団長と町職員の兼務についてお尋ねがありました。この問題につきましては、再度たびたび、前にたしか佐藤議員でありましたかね、ご質問をいただいて、町のほうと議論させていただいたわけであります。

先ほど総務部次長がお答えしましたように、現段階ではなかなか難しいと。その結果としては、緊急時に町の職員としての本来の職務がありますので、なかなか分団長の職務を遂行

しようとするのに少し問題があるんじゃないかというようなことでお答えをさせていただきました。

特に、今回の件について話したのは、人事担当の私どもの総務のほうと、それから消防署を中心に議論をさせていただきました。やっぱり分団長という職務、これは今消防の必要性の中で、非常に大きな消防団の重要性が言われております。東日本大震災の活動、そして近年起こっているいろんな災害の中での消防団の活動を見ますと、本当に大切な重要な組織であるというふうに認識しております。

町長の方針としまして、町の職員はすべからく蟹江町に住所を持っている職員は消防団に加入すべきということで、ほぼ消防団のほうに加入しているのが現状であります。そして、職務中に火災が発生しますと、職務に影響のない範囲で直ちに出動体制をとり、火災活動に従事しているが現状であります。

それで、私どもも再度議論をさせていただきました。ただ、一番肝心なのは、じゃ分団長の職務は何なのかと言ったときに、先ほど言いました本当に大変な災害が起きたときに、消防団というのは指揮命令等がしっかりと機能していないと、すぐ自分たちの命にかかわってくるということがありますので、それが一番大きな問題じゃないかなというふうに考えております。じゃ分団長が欠けた場合、誰がその職務を行うのか。副分団長がおみえになりますので、その副分団長がそのことをきちんと認識した上で業務に当たるということが肝心になってくるんだなというような議論があります。

そういう議論を踏まえた上で、我々が今思ってますことは、まずは職員の消防団については、これは問題なし。ただし、分団長となりますと、先ほど言いましたように、1つの分団の指揮命令系統の中枢を担う方でありますので、その方が、例えば災害が発生したときに、町の職員として当然のごとく町の災害業務に携わります。そういったときに、本当の分団としての機能が発揮できるかというような議論がございますので、その辺の議論が十分まだ結論に達しておりませんので、現段階では非常に難しいというお答えを出させていただきます。よろしく願いいたします。

○5番 水野智見君

今まで佐藤議員のときの答えとか、私のときの答えと余り変わってないなという気がするんですけども、先ほども言いましたように、そういったいろんな会議があるのであれば、もう少しできる可能性がないのか、するためにどうすることができるかというような考えのもとでの検討もしていただきたいなというふうに思います。

確かに前、江上部長も言われたように、分団長になると報酬等もありますので、そういう関係とか、税務上の関係とか、いろいろあると思います。また、職務上の関係のことも十分あるかとは思いますが、今後におきまして、しっかり検討はしていただきたいと思うんですけども。

消防団の中にも、先ほど団員の確保が大変難しいという話もさせてもらいましたが、分団によっては現役の消防署員の方とか自衛隊員の方がみえるようなこともお聞きしています。町の職員の方も約30名ほどみえるということで、そうした中で、当然消防署員の方とか自衛隊員の方は分団長は無理なんですけれども、町の職員の中で、本人の意思もありますけれども、ただ、当然30人もいるんだから、1人ぐらい分団長をやるだろうという、そういう発想では決してないです。町の職員の中でやってもいいという考えの人とか、いろんな方もありますので、それはそのとき、いざ何か大きなことが起きたときには、町内会長とか地域の方もみえますし、先ほど副町長も言われましたが、当蟹江町におきましても、町長に何かあったときには副町長がみえるのと同じことで、消防団も分団長に事があれば、副団長もみえますし、幹部の方もみえますので、対応のことに関しては、そういうことに決まれば対応してもらえenと思いますので、今後は先ほど言いましたYUME創り会議を初め、若手職員にも意見等をお聞きしていただいて、可能な方法はないかも含めて検討いただきたいと思います。

また、最後に、町長のほうに総括の意味も含めて、補足説明等がありましたらお聞きしますので、よろしく願います。

最後に、通告にはありませんでしたが、消防長に確認ということでお伺いします。

来年、県の操法大会に出場するために、現在分団より選手を選抜して、時には早朝4時から訓練をしているというふうにお聞きしています。前回、10年ほど前になると聞きますが、大会目前に機材等の不具合が起きて使用することができなくなり、他の消防団にそれを借りて参加したと聞いています。その消防団が確認しているところによりますと、七宝の消防団というふうにも聞いていますが、今回そのようなことはあってはならないと思っておりますが、来年の操法大会に向けて、間もなく来年度の予算編成はあるかと思っておりますが、消防長はその辺のことも含めて検討されていますか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○消防長 伊藤啓二君

それでは、今分団の器具の不具合の件でございますが、平成21年度に蟹江町が愛知県の操法大会へ出動いたしました。その出動に当たり、県の操法大会へ出動する分団を選抜するために、前年度、平成20年度に町内で選考会を開きました。その選考会の直前にある分団の小型動力ポンプがちょっと不具合が生じたということで、緊急性があるということで、先ほどご質問のありました町に一時的にお借りをしたという事実がございます。

来年度の県の操法大会では、全分団から全選手を募り出動するという形になっております。既に6月から来年の7月20日の大会に向けて訓練を開始しておるところでございます。来年度、平成31年7月20日、蒲郡市で愛知県の操法大会が開かれます。ぜひ議員各位にもご都合がつけば現地に行ってください、激励を賜りたいと思っておるところでございます。

また、操法大会の資機材の整備でございますが、今年度ほぼ整備が完了いたします。この整備に当たっては、消防団とも何が必要かということを検討いたしまして、予算で上げさせ

ていただいております。また、来年度に向けて必要な資機材等があれば、整備を来年度予算計上していきたいと思っておりますし、また、機器のふぐあいがないように万全に臨んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

ありがとうございます。

今後、消防団活動に関して、予算も含めたところでご尽力いただきたいと思います。

最後に、先ほどの分団長の件も特に含めて、町長のほうにご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○町長 横江淳一君

それでは、蟹江町消防団の今後についてのご質問に対してのお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1つ、分団長の問題につきまして、水野議員からいろいろご指摘をいただき、ご助言も平素いただいております。感謝を申し上げたいというふうに思います。

私も消防団、日ごろ言っておりますように、蟹江町消防団の経験者であります。また、ちょうどプロジェクトチームに参加をして、平成21年の分団の編成にも実は携わらせていただきました。そういう意味で、非常に消防団については考えを深く持っております。ある意味、蟹江町の川の東側に住まいし、分団がちょうど縁あって今の源氏再開発地区に越してきたのもきっかけで、そこの地域の分団長をまたやるという、そういう大役も仰せつかりました。そういう意味で、蟹江町消防団というのは非常に歴史と伝統があるすばらしい分団だというふうに私自身は自負をいたしております。

そんな中で、実を言いますと消防団のなり手が少ない。これは蟹江町だけではなくて、日本全国、一時は200万人を超した消防団員が100万人を切りました。総務大臣からのいろいろなご意見等々もございましたし、また、女性消防団の参入はどうなんだということもいろんなところでご指摘をいただいたわけですが、いち早く条例を改正をし、本部付ではありませんけれども、女性消防団員を登用をさせていただきました。また、各分団にも実は数人おみえになるわけでありまして、その後につきましては、またるるこれから整備をしていきたいというふうに考えてございます。

核心であります消防の分団長が職員ではというご質問についてであります。

今の副町長並びに担当次長が申し上げましたとおりであります。決して検討してないわけではございません。このごろ頻繁に起こります災害で重要なポジションを占めます消防団の指揮命令システムのトップに立つ分団長の位置づけというのは大変厳しいものがあるというふうに考えてございます。

ほかの自治体でその例はないかと申しますと、近隣の自治体で職員が消防分団長を経験し

ているというのは、実はございます。いろんな条件があつて、多分されたというふうに思っておりますが、今後絶対ないということではなく、人員確保のために、まずは8個分団の分団長選びから、地元から分団長を選ぶことが今できない状況になっているのも事実であります。そういう状況を踏まえた上で、蟹江町の職員の分団長登用等については、真摯に向かい合つて、早急に検討、そして結論を出させていたいただきたいというふうに考えております。

かつては各地域から分団長をとということで、今に始まったわけではなく、総務関係のところにもオファーをいただいたわけですが、たまたま財務関係、集金関係を担当しておつた職員でございましたので、消防団員についてもちょっと遠慮をさせていただいた、そんな時期もあつたわけでありましてけれども、今、消防団員の勧誘については、蟹江町在住の職員については100%消防団に協力するという職務命令という形で今現在やらせていただいております。おるのもご理解をいただきたいというふうに思っております。

また皆さんと一緒に考えていきたいとともに、早急に結論は出していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○5番 水野智見君

ありがとうございます。

蟹江町の消防団は、近隣の消防団にはない部隊もあります。ラップ隊があります。ラップ隊は町長も関係してみえたようにお聞きしていますが、そういうことも一生懸命活動していただいております。

先ほど町長のほうから、他の市町の職員が分団長になられたことがあるということをおっしゃっていただきましたが、実はその辺のことをもう少し詳しく聞こうと思ったんですけども、今回は町長のほうも言われましたので、ちょっと質問漏れもありましたので、このままで終わらせてもらいますが、今後、先ほど町長言われたように、いろんな問題点はあるかと思いますが、先ほど言ったようにできる方法を考えていただいて、消防団のほうも、どうしても1人、2人分団長を何とかしたいと思ってみるのではなくて、どうしてもやむを得ず決まらないところに関して多分要望があるんだと思いますけれども、その辺のところも酌んで、今後しっかり検討していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

これで1問目の質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で、水野智見君の1問目の質問を終わります。

暫時休憩いたします。11時から再開をいたします。よろしく願いいたします。

(午前10時46分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

○議長 奥田信宏君

水野智見君の2問目「蟹江町の土木事業について問う」を許可をいたします。

○5番 水野智見君

2問目の「蟹江町の土木事業について問う」と題し質問いたします。

各年度の土木事業計画について、まずお尋ねします。

各議員が今年度もこういった形で資料をいただいておりますが、各年度ごとに蟹江町の土木事業計画書というものをいただいております。この中には、道路維持管理事業とか、道路の新設改良事業とか、交通安全に関する施設等の設置事業などなどについて、町の今年度1年間の事業として進める計画のところが入っている資料ですが、その辺について、まず1問目として、各町内会長より次年度の道路維持管理、交通安全施設等設置事業などについて、各地区の要望を申請されます。それらの申請についての許認可を決定するまでの過程についてお尋ねします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまの議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、工事要望につきましては、町内会から蟹江町土木事業執行要領に基づき、土木事業工事要望書を提出していただいております。要望書につきましては、随時受け付けをしております。また、毎年11月ごろに土木農政課から次年度の工事要望書の提出依頼もさせていただきます。提出の際には優先順位の記入もお願いをしております。

翌年度、新年度に入ってからでございますが、4月、5月に工事担当で要望箇所を取りまとめて、後日、産業建設部長、土木農政課長、担当者におきまして、現地を確認し、緊急性を鑑み、工事箇所を町長において決定をさせていただきます。

以上でございます。

○5番 水野智見君

先ほど現地を確認するということではございましたが、その現地確認は職員だけで行われるのか、地元の町内会長とか副会長とかもみえるかと思うんですが、そういった方にも同席してもらおうのかお尋ねします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

現地確認につきましては、先ほど言いました部長、担当課長職員と町職員において現地のほうを確認をさせていただきます。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうすると、職員の目で見るとその優先順位というか、この後の質問にもありますが、事業として全て出されたものを、予算の関係がもちろんありますので、やるわけではないと思うんですけども、それぞれの職員が見た目でやらないという場合もあると思うんですが、そ

ういう判断をしているということで間違いないですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

現地におきまして、職員において確認をさせていただき、緊急性を鑑みて工事箇所のほうを決定をさせていただいております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうしますと、例えば先ほど次長も言われましたが、工事事業について、随時やっってもらっているのもありますが、こういった事業計画に基づいて申請されたものに関しての優先順位を申請するときから、町内会長も各要望等を鑑みて協議をされて順番は決めてみえると思うんですが、その中で出てきたもので、前に私やほかの議員さんも質問されていますが、工事を決定するに当たっての優先順位を決めるということで、本来やっぱり地元の町内会長さんたちにもどういう面で困っているかとか、そういうことも含めたことを現場で具体的に聞いてもらったほうがよくわかると思うんですけれども、私も6年余りになりますが、議員でいろいろ要望等をお聞きしたり、個人的に現場を見に行ったりなんかした中で、確かに次長言われるように、これよりも、AよりもBのほうが緊急性があるとか、そういうのは確かに明らかに見てわかるものもありますし、これはまだほかのところ、ひどい、例えば陥没しているとか、ひび割れのひどいところがあるなどということはわかるんですけれども、職員だけではなくて、やっぱり地元の方からの具体的な要望も今後聞いていただきたいと思いますが、その点どうお考えですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

現場の確認、優先順位でございますが、まず工事要望としていただきましたそのときも、町内会長さんが持って窓口にお見えですので、その時点で、まずこの箇所はこういう状況になっておるよという状況をお聞きします。それから、個々で職員、あるいは私とか部長が現場に赴き、これはすぐやろう、今の現予算の中ですぐやりましょうよとか、今回の通知の中でも備考のところだとかで対応済みだとかいうふうで、可能な限り即時での対応というふうに心がけております。ただ、予算等金額がのす場合につきましては、予算確保をし、その後で工事、設計等に入って工事箇所を進めていくということになっております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

その後の質問にもいろいろ関連もしてきますので、次に行きたいと思います。

2番目、そうした事業の要望申請の中で、不認可とか今年度はやれないということの案件もあるかと思いますが、そういうものに対して、申請された町内会長へはどのように説明されてみえますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

工事要望、蟹江町の土木事業執行要領に基づき、事業の施工を決定した後、決定内容を申請されました関係町内会長さん宛てに土木工事要望決定通知書、先ほど議員が示させていだきました要望決定通知書、工事箇所ということで通知のほうをさせていただいております。以上でございます。

○5番 水野智見君

そうすると、その中でほとんどの方は納得されてみえるかもしれませんが、やっぱりまた話を戻して申しわけないですけども、工事申請が出たときに、もちろん口頭でとか、申請書での説明はされてみえるんですけども、やっぱり現地で具体的に見てみた中で説明を受けるといふことのほうが重要なかなとも思いますので、今後そういった現場を確認する云々のときに、もう明らかに穴があいているものとか、ひび割れているものとかというのはそうだと思うんですけども、実は舟入のほうで私も含めて要望されている件ですけども、用水路の関係なんかでも、用水路なんかの改修に関することだと、その場でなかなか話だけではわからないものもあって、水路のところ立ったり、中に入ってみないとわからないものもあるものですから、その辺のことについて、やっぱり地元の申請された町内会長とか、町内会長に要望された方の意見を現場で聞いてもらったほうがよりよくわかると思います。

できなくなったものに関しても、できれば具体的にこういうことで今回はできないですけどもというふうにしてもらうといいのかなと思うのは、これ大分以前になるんですけども、町のほうに申請するとやってもらえない。理由は先ほど次長が言われましたが、予算の関係もあるということも言われて、本来やってもらいたいという希望はあるんですけども、もうやってもらえないからということで、翌年に申請をされない。

もちろんまだほかに別にやってほしいことがあるものだから、やられるんですけども、結局もう1回断られるとやってもらえないというふうに思ってみえる方も中には、以前あったみたいで、私が議員になってから相談を受けたときに、その辺の話をして、今年度もし仮にやってもらえなくても、それは予算の関係とか、いろんな先ほど言われた優先順位とか、そういったこともあるんですけども、やっぱり要望のあった方、また、町内会長が見てどうしてもやってもらいたいということであれば、来年度もその翌年もきちっと優先順位を上げて申請しないと、町がやらなあかんことはわかっているから、やってくれるさというふうにその方は言われたんですけども、そういうことでは今システム上はないですよと。

予算も限られた予算内でやるものだから、町内とか、いろんなところから要望が出ているものですから、予算の関係もあるから、要望しないと基本的にはやってもらえませんよということも言ったんですが、そういうことをしっかり周知してもらうためにも、町内会長に書類等を出してはみえるみたいですけども、やっぱり口頭できちっとできれば説明を何らかの形でしていただくといいかなとは思うんですけども、その辺も含めていま一度お願いし

ます。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

議員の言われますように、申請書を提出いただいたとき、あるいは町内会長さんいろんな工事関係等々で土木農政課の窓口のほうへおみえいただいております。そういった中で、先般出していただいた工事要望箇所についてはどうですかとか、いろんな情報をいただいて、昨年度優先順位からずれた場合とか、いろんなケースがございます。限られた予算ということで、全ての要望箇所が工事施工できるわけではございません。その点についてはご理解をお願いいたします。

そういった中で次年度も、昨年出していただいたこの箇所ですけれども、どうですかとか、またことしもお願いしますとか、いろんな話を情報共有しながら、工事箇所については共有しながら、工事決定について進めておる状況でございます。

以上でございます。

○5番 水野智見君

できる限りやれる範囲内にはなるかと思いますが、町内会長さん、また申請された方について対応していただきたいと思います。

そうした中、許可決定した事業の中で、年度内の事業計画に関しては全て完了しているということで、繰り越し等の事業についてはありませんか。あればその辺のこともお願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

事業の履行についてでございますが、地区から提出いただきました工事要望箇所について、許可決定した事業につきましては、基本的に年度内に完了をしております。

ただ、工事延長が長いとかということでありますと、年次計画を立てて、このスパンはとし、このスパンは来年とかというふうに計画を立てて施行していく場合もございます。

また、ただ地元からの工事要望であっても工事に入ったときに近隣の住民の方から了承を得られない場合に関しましては、そのときにつきましては、工事担当、私どもも出向いて工事の必要性等をお話をさせていただくのですが、どうしても工事をちょっと待っていただきたいとかという要望があった場合、そういうお話があった場合につきましては、町内会長さんにご相談をしていただき、同地区内で工事箇所を変更する場合もございます。その点につきましてはご了承をお願いいたします。

以上でございます。

○5番 水野智見君

今、次長のほうからお話がありましたが、実際に事業計画をされて事業を進めていく中で、1つはやる予定だった事業が、近隣の方からちょっと困るということを言われてやらずに保留になったというのはお聞きしているんですけども、近隣の方からそういうクレームじゃ

ないですけれども、意見が出たということですから、その事業をやるという前に、そういったことも含めて必要性なども含めて、部長以下職員できちんと確認しているということでしたけれども、そうであるには近隣の方への確認、最終決定するときには近隣の方への確認とか、そういうことはされていなかったということですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

まず、工事要望を出していただくに当たりましては、地区から、地域から町内会長さんへのここでこういう工事をやっていただきたいというふうな、そういう取りまとめをしていただいた後、町のほうへ工事箇所というふうで要望をいただいておりますという前提で現地を確認し、工事箇所を決定しております。そういった中で最終的な工事に入ったときに、やはりちよっとその工事は待っていただきたいということになる場合もございます。

そういったときはやはり、町内会長さん、地元の出していただきました代表の方といろいろとご相談をさせていただいて、保留あるいは箇所の変更ということの対応をさせていただく場合もございます。この点につきましてはよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○5番 水野智見君

近隣の方云々ということなんですけれども、具体的には、はっきりしたことは言えませんけれども、私も関係して要望させてもらっている反射鏡の関係のことについてなんですけれども、最初、出してもらったところは民地の関係があったものですから、所有者の当然承諾をもらえないとそれはできないということで、それは話をしてもらったら具合悪いということでだめであって、それによって場所をかえてもらって、話をしてもらったら、ここであれば、当時の担当ですよ、当時の担当から聞いたのは、ここであれば近隣の方の承諾というのは必要ないから、大丈夫ですし、ここであれば、このほうがカーブミラーも確認しやすいからここでいいと思いますというような話もあった中で工事が始まっていったところに、偶然その方が、工事屋さんが測量というか、現場確認しているときに対応されて、先ほど次長が言われたような話になったというようにも聞いているんですけれども、やっぱりそういうこともある場合もありますので、事前にそういう可能性があるところの確認はしておいてもらうとよかったのかなと思うんですけれども、今後、その辺のことも含めて近隣の方に関係するような事業を行うときは、できる限り配慮していただいて、決定をしてもらいたいと思います。

今、保留になっているという認識をしていますが、今後、どのように、そういう場合、対応していくのか、もう少し、カーブミラーの件ですので、危険があるからという思いがあって、近所の人とも話の中で要望を出してもらったんですけれども、その辺のことをお願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

カーブミラーの設置ということになりますと、やっぱり交差点進入時における両サイド、左右の安全確認にとっては必要ということで、地元からカーブミラーの設置をいただいておりますというふうに認識をしております。

ただ、カーブミラーということになりますと、やはり立てる場所、その当時の職員におけるやりとり等につきましては、いろんな話の中で箇所が限定ということになるやもしれませんので、その部分については省かせていただきますが、交差点に進入するときのカーブミラーというものは、まことにあれなんです、カーブミラーにつきましては交通安全のあくまでも補助というふうにご理解をお願いしたいものでございます。交差点進入時におきましては、やはり通行される皆様方の一旦停止をして左右を確認して、ご自身の目で安全ということで、交通安全ということで心がけていただきたいというふうに考えております。

また、その手助けとしてのカーブミラーということになるかと思えます。カーブミラー設置に当たっては、やはり道路、民地との境界ということに設置する位置になります。そういった中で、U字溝の切り回し、車道部分の通行の幅員が狭くなる、設置の場所によっては暗くなる、あるいは民地の方の出入り口に万一の支障になるだとか、いろんな箇所もございます。そういったものをあわせて、いろいろとカーブミラーの設置については十分注意をしながら、配慮しながら、今後とも設置に向けて努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

○5番 水野智見君

カーブミラーに関しては、今回、台風21号の関係があつて、結構私の近隣でも移動していたりとか、大変見にくい状況になっていたりとか、そんな関係で修正等もしてもらったんですけども、角度とかによっても、見る人が見にくい部分とか云々があつて、調整してもらったりもしたこともあるんですけども、もちろん次長が言われたように自分の目で確認するというのは当然のことなんです、やっぱりそれでもある程度道路のほうに出ていかないと見えない部分の、少しでも確認するというためにカーブミラーがあるかと思えますので、私は運転していて、道路から出るときにカーブミラーがあると非常に運転もしやすい。もちろん、最終的には自分の目で左右の安全確認をして道路を横断とか、右折、左折するわけですけども、カーブミラーの設置に関しては慎重に対応を今後はしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

次に、これは29年度のほうに書いてあったんですけども、施行を要する理由という欄に、路面性状調査による修繕と書いてありますが、これは名古屋市とか県なんかですと、パトロール車と書いてある車によって、事前にパトロールしてみえるのをよく見ますが、これは町の職員がパトロールなどをして調査した結果、必要ということで修繕されたものですか。修繕することに決定されたものですか、お願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

施行箇所の路面性状に関する調査による修繕についてお答えをさせていただきます。

まず、路面性状調査につきましては、平成25年度に業者に委託をし、路面性状調査を行い、その結果をもとに舗装の修繕箇所を決定しております。

ただ、調査を実施してから5年経過しておりますので、年々舗装の老朽化も進んでおります。

通常の町道の維持管理といたしまして、シルバー人材センターに道路パトロール業務を委託しており、定期的に週2回、町内全域を巡回をさせていただいております。巡回をし、必要に応じて道路の点検や補修作業等の維持管理も行っております。

また、緊急的な修繕等につきましては、直接職員が現場に出向き対応、安全を確保する手だてを行い、また必要な場合は業者を手配するなど、良好な道路となるよう、適正な維持管理に努めております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうすると、職員が直接見ているというわけでは、パトロールしているというわけではないということですね。

そこで、こういう事業を決定されて、道路の改修工事なんかをされてみえるんですけども、以前、いろんな質問の中で、道路が狭いからセットバックの問題とか、町道に買収して道路を広くできないかとか、そういう話があったときに、一部の所有者のところだけセットバックして町が道路の改修工事をやるとか、そういうことは基本的にできない、ある一定のところ幅がセットバックに協力してもらえて、道路として対応できるところではないとできないというようなことを以前、これはちょっと別な話なんですけれども、お聞きしたことがあるんですけども、この道路の改修された工事の中で、ある一定のところの道路が距離があるんですけども、その一部だけの改修工事だったものですから、町のほうに、これは一部だけだけれども、予算の関係もあると思うけれども、あとの残りはどうするのかと聞いたら、次年度に向けて検討していきますという、そういう返事をもらったんですけども、今回、30年度にはあとの残りは出ていないんですよ。

あと、道路のパトロールの関係なんですけれども、シルバー人材センターの方とかに依頼したりとか、以前、平成25年に調べたものによって進めてみえるということも言われたんですけども、その後やはりそういう使用状況とかによっても道路の、真ん中がへこんだり穴があいたりとかいろいろあると思うんですけども、その辺のことも含めて、職員の方も通勤に道路を利用してみえますし、近所の方も含めて、別に舟入ばかりではないんですけども、よそのところもそうですけれども、職員が通勤する中で、道路の不具合とか、そういうことがあった場合に、土木のほうに連絡をして対応するとか、そういうことは今まであったかどうかも含めてちょっとお聞きしたいんですけども、お願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

まず、1路線、起終点の長い道路におきまして、今年度この箇所をやった、順次とか、ちょっとすみません、職員とのやりとりにつきましては、ちょっと私のほうでもあれなものですから、この場での答弁はできかねますが、まず、平成25年度の路面性状調査におきましても1路線、北から南、東西、距離が長うございます。そういった中で、この箇所、ここのスパンについては早い段階で修理が必要です、ただ、ここの箇所につきましては今後、状況を見て必要に応じて対応をとというような、ランクが4段階にございます。

そういった中で、町内全域、いろんなところが平成25年に調査を行って以降、次年度にその箇所全てが対応、工事ができればよかったんですが、やはりそれも順次ということになってきております。同じ路線でもこのスパンについては早急、それから先の延長については路面性状にはかかっていないというような箇所もございます。

それと、パトロールの関係でございますが、定期的に行っておるということでシルバー人材センターに週2回お願いしておるというふうでお答えをさせていただきましたが、職員、土木課の職員もそうですが、町内の職員におきましても町内を業務で移動する際、通勤の際にも道路の陥没、それからU字溝の舗装、ふたの異常とかにつきましては、順次情報を土木農政課のほうに上げていただくということを部課長会の席で、今年度当初のところでお願いをしております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

部会長会議等を含めて協議していただけるということであれば、それを信用しますけれども、実際、道路は結構がたがたになって、長い間放ってあるのもあるんですね。私は、口頭ですけどけれども、もちろんこういうところがあるんだけれどもと言ったら、わかりましたと言われたけれども、いまだに、もう半年近くなるんですけども、直っていないという状況のところもありますし、そこは1回言っただけですけども、先ほどのU字溝のふたの件等に関しては、歩行者の関係もあるものですから、特に危ないということで、何度かやってもらえるまでお願いしたことがあるんですけども、その辺のところもう少し徹底していただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、2問目、大きなところの2問目になりますが、昨年3月議会一般質問で国から移譲された旧赤道、旧青道、つまり現在、道路、水路と公団上になっている点についてですが、特に住宅敷地内に道路が入っているところが存在していることは、前回、部長も承認しているということで説明されましたが、その後、説明された中で、早急に調べて所有者に周知徹底をしていただきたいということで要望も出しましたが、その後、会議等も含めて対処してみえますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問でございますが、旧赤道、青道に関しまして、議員も言われましたように平成29年3月議会におきまして、国から移譲された赤道、青道についての維持管理等についてでございますが、その当時、民地内に存在する赤道、青道に関しまして、道路、水路としての形態をなさず、地番がないものも多いため、箇所及び数量等の詳細については把握できておりませんという答弁もさせていただいております。

また、認定してあります町道、赤道の中でも使用されていない箇所が5路線ほど、使用されていない箇所があるというふうで答弁もさせていただいております。

そういった中で、議員から認定された赤道、青道の維持管理についての要望をいただいております。昨年度、5路線のうちの2カ所でございますが、総務、税務と協議を行い、また隣接所有者の方とも協議を重ねて、土地の払い下げ、交換をさせていただいております。

今後の対策でございますが、旧赤道、青道を含め、開発や所有権移転等の起因により境界確定が必要となり、分筆等の手続を行う際のタイミングで払い下げや土地の交換における整理をしていくとともに、蟹江町公共物払下事務処理要領、事務処理基準により関係課と協議を重ねて、適正な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

ありがとうございました。

取り組んでいただいているものがあるということで、今後も迅速に進めていただきたいと思いますけれども、よろしく願います。

以上につきまして、最後に横尾町長のほうから、この土木事業に関しまして何かご意見等あったらよろしく願います。

○町長 横江淳一君

水野議員からは、この土木事業については今回だけでなく前回もご質問をいただきました。特に、青道、青地、赤地の問題については、農林水産省の関係もございしますが、開発行為が進んでいるところにつきましても積極的にお話をし、現実に処分をしたところも数カ所ございます。ご理解をいただきたいということもございます。

あと、土木事業については、全般的にはほかの議員さんからもご質問いただいた中で、予算に占める割合が年々やっぱり少なくなっているのは事実でございます。開発行為が少なくなってきたということはそれだけ整備が進み、維持管理のほうに回っているという考え方もございますが、予算どりも大変厳しい中、土木事業に対しての予算確保もしっかりこれからもやってまいりたいというふうに思いますし、必要があれば当然優先順位の高いところからまた、先ほどの説明をさせていただいたような状況で、31町内会さんからいろんな要望もいただいておりますので、その件についても、平等に税金を使うという観点から、しっかりと精査をさせていただき進めてまいりたいというふうに考えてございます。よろしく

お願いしたいと思います。

○5番 水野智見君

ありがとうございます。

この青道、赤道に関しては、地番等も入っていないものですから、測量をかけて、登記簿を起こして、地番をつけて名義変更するという作業が必要ですが、作業にかかる費用全てが個人、名義をつける希望者が全額負担でやるということにもなっていますので、そういうことも含めて、特に住宅用の敷地内にある赤道等に関しては、調べにくい点もあるかもしれませんが、できる限り調べればやれないことはないと思いますので、早急な取り組みを含めてよろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で水野智見君の質問を終わります。

質問11番 中村英子さんの1問目「読谷村との交流について」を許可をいたします。

中村英子さん、質問席へおつきください。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

1問目の読谷村との交流についてということで質問をお願いいたします。

きょうは読谷村との交流ということで、数年前から始められたかと思いますが、そのときも始めるに当たってのご説明というのはあったかと思いますが、改めてこのきっかけについて、まずお話をいただければと思いますのでお願いいたします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

読谷村との交流につきましてのきっかけでございますけれども、こちら平成24年11月に海部郡の町村会の行政視察のために蟹江横江町長が沖縄県の読谷村のほうへ視察に出向いた際に、読谷村の歴史文化や産業振興などの広範囲におきまして、当町と共通する事柄が多数ございまして、何か交流の糸口がないかと検討されました。そこで、まずは観光協会、商工会とで交流のきっかけを模索をしまして、最初に友好を築くために蟹江町、読谷村の観光協会同士が会員になることから始めたということでございます。

次に、蟹江町、読谷村の両商工会が相互の地域経済の発展並びに活性化に資するために、遠隔地商工間地域連携に関する協定を締結しまして、双方の特産品を利用しました食品を創作をします「チャーガンジューDAGAYAプロジェクト」を立ち上げまして、新商品の開発を始めました。

さらに……

(「どういうきっかけだったかを聞いただけ」の声あり)

○9番 中村英子君

まず、きっかけをお聞きしたんです。どういうきっかけだったんですかと。

だから、これは町長が訪問してのお話だというふうに聞いていましたので、町長のほうから答弁あると思ったんですけれども、担当のほうからのご答弁だったんですが、首長同士だけで決められた交流かなというふうに理解をしてしまうんですけれども、あとは何となく事後承諾的な始まりだったかもわからないなというふうな印象を私は持っているわけです。

最初、今も次長が言われましたように商工会とか観光協会とか、そういう方々の交流として、それぞれの団体の皆さんが自分たちの費用の範囲内におきまして交流していくということはお聞きしていたかと思うんですけれども、その後、少し交流の中身が変わってきたのかどうかわからないんですが、先日の生涯学習まちづくり推進町民大会などにもお呼びして、町民まつりのときのエイサーだけではなくて、推進大会などにもお呼びしたりして、ちょっと内容が変わってきている部分もあるのかなというふうに思うんですが、現在ではどのような交流内容になっているのかということをお伺いしますので、次の質問に大体答えてもらっちゃったんですけれども、現在、どういう交流内容になっているのか、それに町の費用としてどれぐらいの費用がかかっているのかというようなことについてお伺いをしたいと思います。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

現在の交流についてでございますが、まず、観光協会のほうから説明をさせていただきます。観光協会のほうで始めさせていただきました事業のほうから報告をさせていただきます。

さらに、観光協会としましては、中学生を観光交流大使としまして沖縄県読谷村へ派遣をしまして、本町の魅力を発信、広報、宣伝することによりまして、今後の誘客促進、観光振興につなげることを目的としました中学生の派遣事業を平成25年から始めることとしました。

それにつきましては、民泊が基本でございまして、中学生が民泊することで沖縄の暮らし、文化や風習などを見て、聞いて、触れて感じることを目的とした事業でございました。

続きまして、蟹江町、読谷村の観光協会、商工会の交流についてでございますが、平成25年度から当町で毎年10月に行われます「かにえ町民まつり」に読谷村の自治会単位で活動されておりますエイサー団と観光協会が出演、出展をさせていただいております。このエイサー団によります迫力のある演奏は、まつり会場を一気に沖縄の雰囲気にしていただきまして、盛り上げていただいておりますし、蟹江観光協会の出展につきましては、蟹江町ですぐ手に入らないような物品の販売により、沖縄への観光気分させていただいております。

逆に読谷まつりには、観光協会としましては蟹江町の観光資源のPRであったり、グッズ販売を行ったりしてございます。また、商工会としましては、漬け物、つくだ煮、麺類等の蟹江町の特産品をPR販売をして販路の拡大を図ってございます。

以上のような交流があることから、読谷村の観光協会、商工会の役員の方々が須成祭を初

めとした蟹江町内での催事、イベントに来訪されるような良好な関係を続けてございます。

観光協会からは以上でございます。

○9番 中村英子君

観光協会と商工会はそれぞれのことでそれぞれでおやりになって、別にそれはそれだと思えます。そのほか、今、答弁にありましたように中学生がそちらの村にも訪問されていたり、本当に沖縄にはすばらしい歴史や文化や郷土芸能があって、それを紹介していただいたりして、文化の交流と申しますか、そういうことも町にとって大変プラスになる交流になっているかなというふうに思うんですけども、自治体間の交流ということですので、これはどういう事業に基づいて、そしてまた、どういう位置づけにあるのかなということがちょっとわかりにくいんですよ。何か事業がちょっと細かく、あれもやりました、これもやりましたという関係なものですから、どういう位置づけにあるものなのかなというのがよくわからないんですけども、どのような事業に基づいて、どういう位置づけで取り組んでいることなのかということをお伺いしたいと思います。

次にいきますのでいいです。

○議長 奥田信宏君

では、探しておいてください。

○9番 中村英子君

というのは、自治体間の交流というのもいろいろレベルとか、交流範囲とか、いろんなやり方があって、その中で議会の議決が必要なものもあるし、物によっては議決が必要なものがあるし、そうでないものもあるし、個人的なつき合い的なものもあるし、いろいろありますので、今はどんな位置づけかなというところでちょっとお聞きしただけですので、それはそれといたしまして、この読谷村という村なんですけれども、この読谷村という村というのはどういう村なのだろうかと、交流はしているといっても、なかなか中身ということは私はわからないわけで、それで、地図を見れば沖縄県の中にあるので場所はわかるんですけども、どういう村なのかなということについて、ちょっと見てみたいなというふうに思うんですね。

これはもちろん、読谷村というのは沖縄県の1村であります。ですから、沖縄県なんです。沖縄県ということを考えてみますと、これは誰でも知っていることですが、今、過去からもそうなんですけれども、米軍基地を多く抱えていて、今なおそのことで苦悩している、大変難しい状態にある県であるということなんですよね。そしてまた、日米地位協定というものによりまして、本当に県民の方々は理不尽な状況の中に置かれているということがあります。沖縄県、やっぱり日本の国の1つの県なんですけれども、日本という法治国家の中であって、法治国家から外されているような状態になっている県であるのではないかなと思うんです。

沖縄県の面積ですけれども、どれぐらいかといいますと、県面積ですよ。日本全体の全面積、日本の総面積に占める割合、沖縄県がどれぐらい占めているかという、0.6%だということなんです。0.6%でそこに日本全体の米軍基地、米軍基地の総面積の73.8%がここにあるというような数字があります。今、そのような状態で戦後からずっと、そしてまた今なお米軍基地が沖縄県に集中していると、そういう特徴があるところなんです。これは本土の私たちの沖縄県を除いた県と比較してみても、全く不平等な状態にあるわけがあります。

今、ニュースで大変問題になっておりますのは、名護市辺野古の海を埋め立てて新しく基地を建設するという政府の方針があります。そして、それをやめてほしいという県民の声が大きく報じられているところなんです。そのニュース、報道、さまざまされておりますが、そういう多くの県民の主張の先頭に立っていた沖縄県の、今や前の知事ということになるかと思えますけれども、翁長沖縄県知事が先日亡くなりました。この翁長さんは、自分の死が病気によって近づいているということ意識しておりまして、その中で、文字どおり命をかけて、絶対に辺野古に新基地はつくらせないという主張をし続けた方でしたね。

この翁長さんという方は、私から見ますと、本当に民主主義というものについてかなり見識が高い方であったと思います。民主主義を本当に深く理解しておりまして、それをみずから体をもって実践しようとしていた。政府に対しましても、国の安全保障を1つの県に集中的に押しつけているというやり方、一部の国民は犠牲にしてもいいというようなやり方は、民主主義国家のやり方ではないんだということを必死に伝えようとしていました。このような政治家は、私はほかには、最近いないのではないかなというふうに思いますね。

そしてまた、彼は沖縄の歴史とか文化、伝統、そして温かい沖縄の人間性、そしてまた本当に雄大ですばらしい自然というものを心から愛しておりまして、そんな沖縄に日常的な平和が来てほしいということを心から求めていたというふうに思います。そのことは、彼が世界各地で行いましたスピーチとか、また彼の書いた本を拝見しますと、ひしひしとそのことが伝わってきます。

沖縄のこのような基地問題は、保守だとか革新だとかイデオロギーの問題ではなくて、沖縄人のアイデンティティーの問題であると、そういうような捉え方をしておられた方でしたね。イデオロギーを超えて沖縄の人間のアイデンティティーの問題であると、何としてもこれを阻止しなければならないということだったと思うんです。

この翁長さんという方は自民党の人なんです。自民党に所属している自由民主党の方なんですけれども、このように本当に残念なすばらしい方を亡くしてしまったなということで、本当にこれは、大きく言えば日本の損失じゃないかなということさえ思われる方だったと思うんです。

読谷村ということについて言えば、現在、このような沖縄の状況の中にももちろんあるんで

すね、読谷村という村は。この読谷村という村は、戦争のとき、さきの大戦のときですけれども、このときにこの村の海岸にアメリカが初めて上陸して、地上戦が始まった村でもあるんですね、ここが。読谷村の海岸にアメリカ軍が上陸して、そこから沖縄に入っていったという最初の村であるという位置にあるわけなんです。大変に地上戦において残酷で悲惨な経験をされた村でもあると思います。こういう苦しい状況にありましたが、もちろん本土でも空襲もありましたし、また原爆もあり、広島や長崎に原爆もあり、またこの戦争によって多くの兵士が亡くなられて傷ついてきたという大変に悲惨な戦争がありましたので、日本国民はみんなそういうことを経験してきたんですけれども、しかし現在、この七十数年たった今はどういう状況かといえば、本土の皆さん方は、今、沖縄が抱えているような問題を持っているところはないわけですよ。みんな復興しましたので、沖縄と同じ問題を抱えているところがないんです。

それで、このように読谷村というところが持っている戦争の歴史、そしてまた、沖縄県の現在の実情というものは、この村とおつき合いする以上、私はここにも目を向けていかなければならないことではないかなというふうに考えるんです。

そういう文化、芸能、そしてまた商品の売買とか、それももちろん大切なことだと思いますが、それにあわせて、最も大事な読谷村のもう一つの姿を見つめていくということについて、私は必要だと思うんですけれども、まず町長はそれについてそういう読谷村であるということについて、どのような見解を持ってみえるのかということをお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

読谷村の交流ということで一般質問をいただきました。

きっかけはということで担当がお答えをさせていただき、まだ中身については十分な、中村議員もご存じだと思いますので、言及は避けたいと思います。

今、読谷村に対して町長はどのような考えをとということであります。少々長くなるかもわかりませんが、実を言いますと、そんなにしゃべるつもりはありませんが、平成24年に沖縄県読谷村の町村会視察を計画をいたしました。それは今の市町村長の前の市町村長の方で、私はそのときはそうだったのでありますが、沖縄にゆかりのある方ということで、リゾート地、観光というのを実はメインで私は、ああ、これはちょうどいいなという感覚で行ったのは事実であります。しかしながら、実を言いますと、余り皆さんにもお話をしたことがない、この議会の中でも、しかもこのマスメディアにも余りお話をしたことがないわけではありますが、今、中村議員が翁長知事のことをおっしゃいました。ウチナンチューと言います、沖縄の人は。日本の本土の方を内地と。決してすみ分けをするわけじゃありません。これ1つだけお話をしていきたいんですが、決して彼らは理不尽な立場に立っているとも思ってもいません。外されているとも思っていないです。これだけは中村さん、お話をしていきます。そこまで、深いつき合いを実はさせていただいております。

ただ、基地の問題については、どうして1945年4月1日にアメリカ軍が、これニライビーチと言いますけれども、今は一大観光地になっておりますが、そこに数千隻の艦船を集中をさせました。それは沖縄県の唯一飛行場が読谷飛行場というゼロ戦の飛行場があったわけがあります。そして、その横には嘉手納飛行場、今の嘉手納基地になっているところですが、そこに飛行場があったということが一番の目標だったというふうに聞いてございます。そのときには、事前通報がよくて、島民の皆さんは、地域の皆さんは全て避難をされて、上陸するときには誰一人死亡者はなかったというふうに長から聞いてございます。ただ、その後の地上戦に入ってから大変むごい状況があったということもやっとわかりました。これは数年前にわかったわけでありまして。

私といたしましては、まずは我々の浅い知識の中で交流を結ぶよりも、まずは今現在、彼らが置かれている立場をしっかりとリスペクトをして、観光という立場、交流という立場から、観光協会、商工会の立場でお話をさせていただき、しっかりと間口を開いていただいた段階で、子供たちの交流から始め、そして中学生の交流、これはもう当然、平和教育が中に入っております。初めてことし、海軍の壕に、読谷村の状況がしっかりとわかる状況のところへ子供たちも行っていただきました。そしてまた、初めて上陸した読谷村で民泊をし、戦争体験のおじいちゃん、おばあちゃんから実体験を聞くということも、もう数年やっております。

今回、特に1つメニューに入れましたのは、中村議員も多分知っておみえになると思いますが、地上戦に入った後に、地域の皆さんがチビリガマと言って石灰岩でできた洞窟にたくさん民間の方も、兵隊さんも入られたわけでありまして、そこで大量の虐殺があったと聞いてございます。その聖地を、沖縄の読谷村、その子孫が壊してしまったというショックは、地域の皆さん、本当に大きな報道として、内地には来ていなかったんですけども、報道をいただきました。

そんな中で我々も手を合わせに行ったわけでありまして、今回、そういう報道も含めて平和教育を昭和63年の、うちは11月ですか、平和宣言都市を出しております。広島にも中学生を送っておりますが、それと同じレベルの平和教育ができればいいなど。ただ、先ほど言いましたように、彼らは外されているというのは思っておりません。理不尽な立場にあるということも思っておりません。なぜか、長、村長さんと幹部の皆様方、そして議員の皆様方とお話をする、今ここに基地がある以上、仲よく共存はします。しかしながら、余分な基地は要らないということはおっしゃっております。しかしながら、それを我々が、内地の人間が、殊さら行って、特に何もわからない人間が行くというのは避けたいというふうに思っております。

しかしながら、恒久平和を願う気持ちは一緒でありますので、そういう意味で読谷村を私は捉えております。その中で観光交流、文化交流、そしていろんな物産の交流がこれから

も続いていけばいいのかなと、そういう感覚で、今、読谷村とはおつき合いをさせていただきたい、続けていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○9番 中村英子君

議長、休憩をお願いします。引き続き、1時からお願いします。

○議長 奥田信宏君

それでは、ちょうど12時になりますので、これで暫時休憩といたします。

1時から再開といたします。よろしく願いいたします。

暫時休憩です。

(午前11時58分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 奥田信宏君

中村英子さんの質問の途中です。

○9番 中村英子君

では、お昼の前に続いてお願いいたします。

先ほど町長に答弁していただきました。その答弁の中に、沖縄の読谷村の方々と接触して、そしてその人たちが現在の状況を理不尽だとも、別に法治国家から外されているというようなことも思っていないと。今を受け入れているというようなお話があったんですけども、これを聞いたら、読谷村の人たち、嘆かれるんじゃないですかね、悲しがるんじゃないですかね。もし町長がそういうふうに読谷村の人たちを捉えているとしたら。私はこれはちょっと嘆かれる、悲しむんじゃないかなと、私は思うんですね。

余りたくさん、沖縄の事情を言ってもいけません、今の答弁にちょっと言いたいですけれども、非常に大きな問題が沖縄県内で起きておりまして、そして、県民大会というのかなり頻繁に開かれておりますよね。本当に衝撃的だったのは、最初に少女暴行事件というものもあったんですね。そのときも非常に多くの方が、県民大会に8万人以上が集まったということで、その次に教科書検定問題というのがありまして、これが何だといったら、沖縄の方々が終戦の終わりごろですけども、沖縄の人たちは日本軍と一緒に戦っていたんですけども、戦場では日本兵が壕に隠れた住民を銃を突きつけて追い出したり、足手まといって住民に手りゅう弾を与えたりして集団自決を迫ったりしたことがあったという、その歴史的事実があったんですけども、それを第1次安倍内閣のときに、その部分を高校の教科書の検定の中で外すというような出来事がありまして、その事実については、沖縄の方々は自分たちのおじい、おばあから、その話を歴史的事実として聞き、引き継いでいたにもかかわらず、それを全部ではないですけども、カットするというような教科書検定の問

題が第1次安倍内閣のときにありまして、それに非常に怒りました沖縄の人たちは、10万人ぐらいの集会というのもそこで開かれているわけですね。

今はまた、新基地を許さないという県民大会も開かれているわけですがけれども、これは特筆したものを今言ったんですけれども、こういうものの中にも、読谷村の方々は村の村長さんが村の実行委員会の委員長になりまして、政策推進課でしたか、何か担当しまして、バスなんかも、必ずこの会場に出すというやり方で、そのことに参加しているわけですよ。

そしてまた、これは時間がないので読みませぬけれども、この村長さんの、多分30年度の議会で言ったことだと思うんですけれども、ここに対してもいろいろ基地の問題、それにまつわる憲法の問題とか、それにまつわる問題について発言しているものがありますので、こういう機会があったらまた見ていただきたいと思うんです。

そんなことで、非常に私は、何か私たちとしては、知らなければいけない、その沖縄の実情、事情があるというふうに思うんですよ。

そこで、私たちは、基地の問題、地域協定の問題をどうするといったって、それは私たちがどうこうすることはできないんですけれども、ですけれども、知り合いになった読谷村の方々というのは、やっぱり沖縄県民と全部一緒になって、平和に対する絶対的な願いというものが、私はあるように思うんです。それで、蟹江町だって、いろんな多くの町民が平和に対する願いを持っていますし、蟹江町も平和都市宣言というものを行いまして、それに基づいて事業も行っております。広島にも行ったりしておりますが、そういうような願いもそこにあると思うんですよ。

そこで、私はこの読谷村との交流を、今しているような、ちょっとよくわからない部分的な交流にとどめるのではなくて、正式に自治体間同士の交流、正式に、これは自治体間として交流するという正式な交流に引き上げまして、そういうふうに位置づけて、そしてまた、ともに平和を求めるといふ、村民と町民の交流というように持っていけば、これは読谷村という村と交流している意義が本当にあるのではないかと、そういうふうに思うんです。

例えば、そういう事業の中で、読谷村の方々に来ていただいて、体験や実態について聞いていくということもあり得るでしょうし、またこちらの町民が中学生だけじゃなくて一般町民だって構わないと思うんですよ。お互いに現地を訪問したりして、そして平和というものを大切にしていこうよと、そういうつながりをつくっていく、そのことが蟹江町民の平和の思いというものもさらに強くしていくのではないかと思いますし、これが読谷村との本当の交流の意義ではないかというふうに思いますので、そういう方向で検討し、もっていただければというふうに思うんですけれども、どのようにお考えになりますでしょうか。

○町長 横江淳一君

中村議員の意向はよくわかりました。先ほど僕が言いました、理不尽な立場だとは思っていない、外されたとは思っていない、不平等だとは思っていないと言ったのは、そういう意

味で言ったわけではなくて、決して自分たちの今のこの問題を卑下してやっているわけじゃないよという、明るく前向きに生活をしている人ばかりが僕の周りにいたものですから、たまたま日米地位協定云々という話もあるかも知れませんが、まずはその話、7年間おつき合いしておりますけれども、石嶺村長からは直接、私との話し合いの中で一言も出た言葉ではありません。しかしながら、間接的には嘉手納基地の存続の問題、夜の落下傘の降下部隊の問題、断片的なお話はされます。今現在の状況をしっかりと把握した上で、お互いにお互いの立場を尊重しながらやっていきたいと思いますよということの話は聞かせていただきました。

今、中村議員おっしゃいますように、今のどっちかという小刻みなおつき合いということではなくて、平和を愛するお互い日本民族とともに、そういう交流をやっていったらどうか、もちろんそこに向かって私も気持ちは十分ございます。実際、その地域間交流をやりましょうということはまだ二度ほど実は声を出させていただきました。でも、向こうさんからすると、ちょっとそれは待ってくださいということにははっきりおっしゃいました。これは嘘でも何でもございませぬ。まずは、自分たちの立場をしっかりと知っていただくということからが必要じゃないですかということをおっしゃって、まずは観光に対する我々の立場、それから今、沖縄の基地だけで食べているんじゃないかと言われる、いろんなやゆされる言葉もあることも知っていますが、決してそうではなく、自活が十分できる地方自治体として今大きく、基地の町も変わってきているんだよということも含めてアピールをしたいということもおっしゃいました。

そういう意味で、観光協会、商工会、地域の名士の皆さんも含め、地主さん、地主さんイコール町内会長さんになっておみえになります。読谷村は19の町内会長組織でできておまして、その皆さんともお話をするとそういうお話をしっかりとされますので、まずは関係を、交流を深めていって、中学生同士のいろんな話し合いもちょっとスタートしたばかりなので、もう少し時間をかけていただけませんかというような言葉も聞いてございますので、今、中村議員がおっしゃいましたことも含めて、しっかりと平和教育も含めて、我々のできるだけの最大限のアピールをさせていただきます、そういう関係ができればというのは今現在思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○9番 中村英子君

それでは、前向きに、やっぱり自治体間交流という形できちんと位置づけて、もちろん議会も交流しますし、一般町民も交流しますしというようなやり方でもっていけばいいというふうに思いますし、今、町長の答弁で、私が理不尽とも、外されているとも思っていないということをちょっと聞き違えたかもしれませんが、要するにそうではあるけれども、前向きにいくと。だから、実態というか、底辺にはそういうことはあるんだけど、だけど、明るくやろうよというふうな捉え方ということだったんですね。

じゃ、結局は底辺にやっぱりそういうものはお持ちであるということもまた事実だと思う

んです。ですから、そのところで交流も必要かなという発言をさせていただいているというところでもあります。

そこで、今、町長の答弁の中にもありましたけれども、要するに沖縄に対する誤解というのも結構、本土の私たちは持っているみたいで、今、町長も言いましたように、一番大きな誤解は何かといったら、基地があるからこそ沖縄は食べていっているというような、本土の人の錯覚というか思いですよ。あの人たち、基地があるから食べていけるんじゃないのというんですけれども、しかし、実際には、もう沖縄の県税収入というものは、沖縄の基地関連収入というのが沖縄県の経済に占める割合は5%を切っているという話があります。ですから、基地関連でもう食べているということは事実上ないという話なんです。でも、私たち本土から見ると、みんな基地、食べているみたいな話を簡単に言うんですけれども、そうではないということなんです。

実際は、沖縄は今は国際の物流、情報通信産業、そしてまた、国際観光リゾートの分野で非常に爆発的な発展を遂げておりますということで、むしろ基地で占められている面積がとられていることによって、経済発展の阻害要因になっているというような実情でありますので、こういうことも誤解かなということなんです。それからまた、基地が返還されつつあって、縮小に向かっていくという誤解があって、実はそういうふうにはなっていないで、1つの場所が返還されても、数年後には同じような施設が移転されて、また残っていくということで、全体的には基地は縮小されないということ、これは大臣もよく知っていないという話ですけれども、縮小されていないというようなこともまた誤解の中に入っていますし、また、特別に沖縄は振興予算をもらっているという話ですけれども、これもそうではないと。特別に地方交付税や国庫支出金以外に、よその県と違って、特別に基地があるからということで特別予算をもらっているということはないというようなことも、みんなこれは誤解が物すごくあるわけです。

それで、町長も言いましたように、よくわかっていない部分というのも結構ありますし、誤解している部分もありますので、そういうこともやはり深くおつき合いすることによって、正しく私たちは知ることができるのではないかと、実情について。正しく知った上で判断していくということが大切なことではないかなと、そういうふうに思いますので、ぜひともきちんとした自治体間交流として、この読谷村を引き上げていただいて、そしてより平和の精神に基づいた交流ができますように願っておりますので、そのことをすべきであるということをお願いして、第1問目の質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で中村英子さんの1問目の質問を終わります。

続きまして、中村英子さんの2問目、「飼い主がいない猫の対応は？」を許可いたします。

○9番 中村英子君

では、2問目をお願いいたします。

これは、町内の最も身近な飼い主がいない猫をどういうふうに対応していくのかという観点から質問をさせていただきます。

町内には、飼い主がいない、いわゆる野良猫化しているというような猫が、本当にあちこちにいるのではないかと思うんです。町民からの苦情を議員も受けることはありますし、町の担当者も受けるということもあると思うんですけれども、どうかしてくれという苦情がある一方、動物愛護の視点もありますので、いろんな問題を猫でも持っているんですが、行政として私はもう今や放置できない状況になっているのではないかというふうに思うんですけれども、その対策ができるのかという視点で順次質問をいたします。

まず、第1番目ですけれども、町内に野良猫になってしまっている猫の現状というものを、現在どのように捉えてみえるのかということ、まず1番目をお願いします。

○環境課長 石原己樹君

飼い主のいない猫についてでございますが、まず、現状をどのように捉えていますかという質問になりますけれども、今現在、日本国内では、猫は飼育している数が犬を抜いて1位になっているということになっています。

(「猫が犬より多いの」の声あり)

犬より多いというふうにも出ています。ただ、猫につきましては、犬と違いまして、登録制度というものがございません。最近、皆さん大分おうちの中で飼われているような形がふえてきましたけれども、まだまだ完全な室内飼いをされていない方がみえまして、家の外、中を自由に出入りしている飼い猫もいるかと思えます。飼い猫につきましても、まだ首輪とか名札をつけた猫というのは、必ずしも皆さんがされているような状況ではないかと思ひまして、なかなか飼い猫か野良猫かというのは判断がつきにくいところもございます。議員もおっしゃったように、いろいろ苦情のほうをいただきまして、いろいろお話をするんですけれども、飼い主のいない猫というのは、まず無責任な餌やりをやっている人、あと、どうしても地域の問題とか、ご近所の問題もちょっと絡んでくるような面もあるのではないかなと把握はしております。

以上です。

○9番 中村英子君

町内の野良猫的な猫の現状というものは、どういうふう把握をしてみえるんでしょうか。飼われている猫とかそういうのはいいんですけれども、私は、狭い範囲かもしれませぬけれども、町内にはかなり野良猫化している状態の猫がいるのではないかなというふうに思っていますけれども、それを現状どういうふう把握していますでしょうか。

○環境課長 石原己樹君

苦情をいただいている地域などは、何匹か野良猫と言われるものがあるなというのは把握

しておりますが、どの地域に野良猫が何匹いるかというような統計はとっておりません。
以上です。

○9番 中村英子君

どこに何匹いるかということはわからないかもしれませんが、やっぱりこの野良猫化している猫が、大体全域においてあちこちでいろいろ迷惑をかけたか、いろいろな問題を発生させていて、その数もやっぱり多くなっているのではないかなというふうに思うんですけども、全体として対策を立てなきゃいけないというような状況に私はなっていると思うんですけども、そこまでの状況に至っていないという考えなのか、そういう状況に至っているという考えなのか、ちょっとその辺よくわかりませんが、その把握状態を今聞いてもちよっとよくわからないんですが。

次に、殺処分というのは、今も行われているのかどうかということなんですけれども、動物愛護協会は、殺処分はだめという、そういう立場でありますので、もうずっとこれは殺処分するなという方向に来ているんですけども、事実上、殺処分というものは行われているのかいないのか、お願いします。

○環境課長 石原己樹君

殺処分をしているのですかというご質問ですが、まず当然、町のほうではそういったことはしていません。現在、愛知県の場合ですと、愛知県動物保護管理センターというところがありまして、そちらのほうでそういった処分はしております。こちらは中核都市を除いて、あと名古屋市も除くんですけれども、平成29年度の事業概要というのが出ておりまして、その中で、488頭が引き取りに適さなかった猫ですとか、負傷収容した猫で返還に至らなかったものということで、その数字が上げられております。

以上です。

○9番 中村英子君

町民の苦情があるのではないかなと思うんですけども、どのような町民の苦情があつて、その苦情に対してどういうふうに対応をしていますか。

○環境課長 石原己樹君

猫に対しての苦情に対する町の対応ですけども、苦情の内容としましては、近所の方が猫に餌をやっていると、それに伴ってふん尿のにおい、庭にされてその処理ですとかが困ると、あと発情期の鳴き声、あとは車に傷をつけられた、時としてはごみをあさるなどとして困っていますということで、注意してくださいというような苦情はよくいただきます。その際、町のほうでは、餌やりをやっている方がわかるようでしたら、直接お話しして指導をする形になります。その場合は、まず飼い猫かどうかをお聞きしまして、飼い猫ならば、室内飼いをしてくださいということをお願いいたします。いや、飼っていないよ、ただ餌をあげているだけだよということでしたら、責任を持って飼い猫として家で飼うように処理を

するか、無責任な餌やりはやらないでくださいというようなことを指導する形になります。

あと、場合によっては、餌やりをやっている方がわからないですとか、複数にまたがるような場合ですと、町内会の協力を得て限定で回覧等、啓発のチラシを配ったりする形で対応させていただいております。

以上です。

○9番 中村英子君

今の答弁を聞きますと、何か苦情に対して丁寧に対応しているような印象をもらうんですけども、ちょっと私が町民から聞いているのと違うんですが、町民から聞きますと、大体役所に言っても何もしてくれんというのがまずあるんです。言ったけれども、何もしてくれんと。それから、何を言っておるかといったら、餌をやらないでくださいと、それだけを言っておると。そういうことを過去数年間にわたり聞いてきたんですけども、今の答弁を聞くと、何かえらい一々親切に対応しておるようですけども、ちょっと実情と違うんじゃないでしょうか。結局、対応し切れていない部分というのがあると思うんですが、この野良猫化した猫に町全体として取り組んで、何とかしていこうということを町としてやらなきゃいけないと思うんですけども、そういうお考えというのはないんでしょうか。

○環境課長 石原己樹君

先ほどのご質問ですけども、何もしていないんじゃないかということではなくて、先ほどおっしゃったようなことはさせていただいております。苦情者の方には、猫を駆除してくれとか、捕獲してどうこうしてくれというようなお話もございまして、そういった猫を捕まえて駆除をするというようなことは、まず町としてはできないよということはお話をさせていただきます。時には、野良猫なんかを捕まえたから引き取ってくれというようなお話もあるんですけども、そういった方にも、町は引き取りはしていませんということでお断りする形になっています。そういったことを含めて言われているのかなとは思いますが、対応としては、基本的にはそういったことをお願いして、個別にいろんな状況がありますので、直接餌をやっている方にはお話はさせていただいておりますので、町としては、今のところそういう状況で対応させていただいております。

○9番 中村英子君

今捕まえて駆除することができないというお話があったんですが、動物愛護法の35条は、引き取りというものを求められたときは、県はこれを引き取らなければならないというふうになっているんです。そして、所有者の判明しない犬や猫も同様に引き取らなければならないというふうに書かれていますので、これは引き取ってほしいということ言われたら、引き取らざるを得ないのではないですか、その先の県のほうは。だから、町が窓口になれば、引き取って県に引き渡すということをしなきゃいけないんじゃないですか。それは全然一匹も引き取っていないんですか。どういう状況ですか。

○環境課長 石原己樹君

引き取りの案件でございますけれども、現在、蟹江町を初め、基本的にはどこの市町も猫の引き取りはやっていないと聞いております。動物保護管理センター、県のほうに聞かましても、原則として猫の引き取りは行ってないというふうに言っています。一つには、猫というのは、最初に言いましたけれども、飼い猫かどうかその判別がつかないというのがありまして、そういったことも含めて、猫の引き取りは行ってないというふうに聞いております。

以上です。

○9番 中村英子君

以前は、そういうことで多数引き取りをして、ちょっと悪いんですけども、よくないことですけども、処分していた時代があったかと思うんです。最近こういう条文があっても、県は引き取らないんですよ、実際のところ。何も引き取らないで、市町村で何とかしてくれという話なのかもしれませんが、そうするとこれはどんどんふえる一方なんですけども、そこで、さっきも聞きましたけれども、町として野良猫化している猫に対する対策というものをつくって実行しなきゃいけないと思うんですけども、それをするんですか、しないんですか、そこら辺をお伺いしたいんですけども。

○環境課長 石原己樹君

町としての対策ですけども、当然、啓発活動をして、まず室内飼いの徹底をさせていただくと、これはもう普及啓発ということで続けさせていただく形になるかと思えます。もう一つは、やはり無責任な餌やりをやめていただくように、これもまた個別に対応していくのが一番いいのかなとは思っております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

そうすると、対策をしないということなの。個別にというのは、部分的にという意味ですよ。町内の状況を、野良猫化している猫が環境を侵しているわけですけども、それに対して全庁的に取り組むような施策をつくって、それに取り組むということはやらないということなんですか。このままでいいというお話なんですか、今の猫の状態は。

○民生部長 寺西 孝君

私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

現在、空前の猫ブームと言われていまして、猫ブームが去った後、さらに捨て猫がふえていくんじゃないかという懸念を私も実は持っております。もともと飼い主のない猫というのは、飼い主さんから捨てられたもので、飼い主の方が責任を持って飼っていただくのが大前提ではございますけれども、そんな中であって、今後猫ブームが去ったとして、捨て猫がふえるんじゃないかという、そのの部分に関して特に懸念しているんですけども、まず一

つの方法としてでございますけれども、地域猫活動団体等に登録いただくなどの方法をもって、これはあくまでも一つの方法でございますけれども、地域猫の不妊手術等の助成制度、そういったものも一つの方法ではあるのかなということで、担当課とも今協議を重ねているところではございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

はっきりさせたいことがあるんですが、今答弁していただいたことをやっても、考えているだけでは何のらちも明かないんです。ふえる一方なんです。それで、これを全庁的にどうするかという施策、対策というのはつくってやる気があるのかなのかということをもまずはっきりさせたいので、それをまずはっきり言っていただきたいと思う。

○民生部長 寺西 孝君

地域猫の対策につきましては、各町内会の問題のある箇所、そういったものをもう一度よく精査させていただいて、そういったところに問題が出てまいりましたら、今申し上げましたような助成制度等も視野に入れながら進めてまいりたいと、そのように思っております。それにつきましては、当然予算化も絡むところでございますので、まず実態の調査も含めてやらせていただきたいなど、また、そういう地域猫の調査をしていただける方ともつながりを持って、そういった調査をしてどれぐらいの数があるのか、どれぐらいの問題が起きているのか、そういったところで予算化を含めて考えていきたいなど、そのように考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

今部長から地域猫という言葉が出てまいりました。では、地域猫というのは何なのかということなんですけれども、これはもう平成22年から、環境省のほうからガイドラインを出したり、県も所有者のない猫の適正管理マニュアルというものを出しておりまして、各自治体はこういう対応の仕方があるよということを紹介していると思うんです。その中で、地域猫というやり方があるよということが示唆されているわけなんですけれども、この地域猫というのは、ではどういう状況を言うかといったら、今野良猫になっている猫を、行政やボランティアや地元の人が、サポーターもその他周りの人もいますけれども、三者一体になって、その猫を地域で管理するというやり方ですよ。だから、今は蟹江町内には地域猫というのはいないんですよ。1カ所はやりましたので、1カ所はあるかもしれないですけども、地域猫という状態は、今蟹江町にはないのではないですか。これからその方法で取り組んでいけるのかどうかという検討をまずしてもらわないといけないと思うんです。その検討はまだされていないんですか、地域猫という状態をつくっていくという検討、これを部分的にやっても、1カ所1カ所でも効果はありますけれども、これをやっていこうという検討を

してそれを実行しないと、何のらちも、現状を言えばふえるばかりか、もう何もそれこそアイキャンノットになっちゃうので。だからその辺をちゃんと対策を立てるなら立てる、そのためにはこれとこれに協力を依頼して、こういう形でやるという仕組みをつくって進めないとできないのではないですか。行政だけでやれるんですか。どうでしょうか、その辺は。

○環境課長 石原己樹君

先ほど議員のおっしゃいました地域猫でございますが、議員がおっしゃったように、簡単に改めて説明させていただきますと、これはいわゆる飼い主のいない猫を地域で適切に飼育管理する形の活動でございます。こちらは、まず地域の住民の方の理解と協力がなければできません。この場合、いわゆる動物ボランティアの方、それと実際に地域の方、さらに橋渡しをする行政、大体3者ぐらいで協働して行う活動になります。餌やりとかトイレ、そちらのほうも、地域の方たちが適切に管理しなければいけません。その上でいわゆる捕獲をしまして、それを去勢してもといた場所に返す。それでしばらくそれを適切に管理しながら、去勢した猫をふやして、最終的には問題がないようにしていこうという活動になります。ですから、当然地域の協力があつて、議員の先生もおっしゃったように、ボランティアの方でそういったような活動をされている方もいますので、そういった形の協力があれば当然いい方法かなとは思っております。

以上です。

○9番 中村英子君

私は、数年間にわたってこの猫の問題を、江場課長でしたか、以前の方にもいろんなことでお話をさせていただいてきて、ここに来てようやく一步踏み出して、対策をとってもらえるのかなというところまで来ていたんですけども、しかし事実上何も進まないようなので、あえて質問ということをしたわけですが、今課長が言ったように、これを地域猫状態にするには、行政がやっぱり中心になって、よく知っている猫のボランティアさん、そしてまた地域の方々、それからその周りの餌をやる人とか、そういう人たちのご協力をいただいて、その人たちのご協力のもとで今ある命を末永く生かしていく、そしてまた地域の苦情もそれによってなくなっていくという、そういうやり方なんですけど、ここに必要なボランティア、そしてまた地元の人たち、餌をやる人たち、こういう人たちのご協力を得て一つの仕組みができるという自信がありますでしょうか。

○環境課長 石原己樹君

自信があるかということですが、一応、所有者のいない猫の適正管理マニュアルというのを、愛知県のほうでつくっておりますので、もしやるようでしたら、これに基づいてやるような形になるかと思えます。議員もおっしゃったように、何よりも地域の方たちの協力が必要になりますので、当然すぐに結果が出るものでもありません。中には何でそんなことをやらないといけないんだという、猫の苦情をされる方がおりますので、そういった方たちと地

域の方たちとお話し合いが必要になってくるかと思えます。そういった啓発活動ですとか、当然行政も間に入ることができるのかなとは思いますが、これに沿ってやらせていただくような形になるのかなと思えます。愛知県のほうも、地域猫については説明会というのか、講師みたいな方を派遣するような事業もやっておりますので、そういったものを地域の方に説明していただくにはいいのかなと思っております。

以上です。

○9番 中村英子君

ちょっとかみ合わないね。もうちょっとこのマイクを口につけて言ってもらえるかな。

ちょっと生の話ですけれども、私も猫のボランティアの方々を知っておりまして、それで去年、話のまとめとして、その人たちに参加してもらおうというお話がありましたね。この方々は何をやるかという、実際にその現場に行って猫を捕獲するというか、ケージに入れる作業をして、まず捕獲して捕まえてきて、それを一匹一匹犬猫病院に連れて行って、避妊なり去勢なりしてもらって、そして翌日それを引き取りに行って、その後もとに戻して、もうそこにふえないようにという活動が基本的にあるわけ。この基本的な活動にめちゃくちゃ時間と労力とお金がかかるわけ、ご存知ですか、めちゃくちゃかかります。簡単に猫一匹捕まえるといったって、捕まえられませんよ、素人は。一匹にだって2、3時間ぐらいかかっちゃうんですよ。でもそれを根気よくやっていただいて、そしていい環境にしてもらおうんですけれども、これは大変な労力もあるし、お金もいるんです。大体一匹の猫の去勢や避妊の費用といったら、平均1万5,000円くらいするかな、安いところもあると思えます、遠くへ持っていくと5,000円くらいのところもあるとか、いろいろ病院によっても違うみたいなんですけれども、またそのボランティアの人たちが遠くまで持って行って、本当に必死になって安く上げようとしているんです。

そういう地道な活動をしている方がいて、その人たちの協力も得て、何とか行政と一緒にやってやろうよということでお話をしているときに、これを町の協働事業として取り上げてやるというお話があったことは事実でありますよね。協働事業として取り上げてやれば、できるのではないかという町のほうの思いだったかもしれませんが、結局、この協働事業では、猫のサポーターの皆さん、ちょっとやりにくいのかどうかわかりませんが、話はまとまりませんで、今の何も手つかずの状態のままになったんですけれども、私はその時点においても、これは協働事業にはなじまないよということを行いましたけれども、あえて町がそういう方法でやるというふうなことでありましたので、そういうことになって、結局はもう手を引かれたわけですけれども、どうしてそういうことになったのかという理由についてはどのように考えているのでしょうか。

○環境課長 石原己樹君

議員のおっしゃった協働事業、こちらのほうに、平成30年度の協働地域づくり支援事業と

して、TNR、地域猫活動の略なんですけれども、地域猫活動という形で、事業として手を挙げていただきました。審査会を経まして、採択をされて契約という段階に至ったんですけれども、その契約の団体の本部のほうから、いわゆる契約の内容が町からの委託事業だということで、会の方針と違うということで、辞退されたというのが経緯でございます。その中で、蟹江の代表の方は、それでもちょっとやりたいというようなことをおっしゃっていたんですけれども、一度持ち帰って本部と相談するというので、結果的に今回は辞退するというお話は聞いております。ただそのときに、蟹江の代表の方とはお話したんですけれども、町としてできることは当然あるので、できることはお互い協力していきましょうというようなお話はさせていただきました。

以上でございます。

○9番 中村英子君

猫のボランティアの方々とうかがわりを持っていくのかということはとても大事で、ポイントだと思うんです。この人たちの存在なくして地域猫というのはつくれないですよ。やれないんじゃないですか。

それで、辞退することに至った経過も多少は聞きましたけれども、少し町の捉え方とボランティアの方々の考えていることに、ちょっと私はずれがあると思うんです。さっきも言いましたように、この地域の猫の問題をどうするかというのは、行政が考えて対応しなきゃいけない問題だというふうに思うんです。そのことはわかっているのと、そうですか、そうですね。だから、これは大きく言えばごみ問題とも一緒なんです。要するに、町がこれはやらなきゃ、公共の仕事なんです、これは。一人や二人が解決できる問題じゃないですから。みんなの問題というのは公共の問題なので、公共の問題というのは行政が担当して解決しなきゃいけない問題なんです。だから、本当に極端に言えば、ごみ処理と一緒にぐらい行政に義務のある仕事なんです。そのことをわかっていなくて、ボランティアさんにこれを委託しようと、事業費を払って協働事業の中で委託しようとしたわけですね。委託するといったって、このボランティアの皆さんは業者じゃないんですよ。全部自分たちの善意で、やっぱり今生きている命は大切にしようと、そしてできることはやろうという、本当の善意の思いで時間も労力もそれからポケットマネーも出してやっている、そういう善意団体なんです。この人たちに委託費を払って委託して、まるで業者のような扱いをしてやってくださいと言ったって、そこはもう皆さんの考えていることとずれがあるから協力を得られなかったということだと思うんです。

ですから、私はその辺のところはきちんと整理して、行政の役割、そしてまたボランティアさんの協力を得るところ、そしてまた地域の人たち、これは地域の餌やりの人たちも協力しないとできませんので、そういう方々とか、それを十分に精査し、それから役割の範囲というものをきちんと示して、平等な立場で協力し合おうということにならなければ、

なかなかこれは前に進めないと思うんです。実際に直接猫に携わってそれに対応してくれるのはそのボランティアの方々ですから、その辺のところを履き違えると、物事というのは進まないんじゃないかなというふうに思いますので。答弁はありますか。ちょっとお願いします。

○民生部長 寺西 孝君

協働地域づくり事業にご応募いただいた団体さんには、私どもからの委託事業という形で捉えていらっしゃるのかもしれませんが、委託事業というのは、私たちの的には、その点では実は誤解だと思っております。まさしく協働事業でございますので、行政と町内会とボランティア団体、その3つが三位一体となって、その地域の地域猫の問題を解決していこう、その中で委託料という名目でお支払いをさせていただく、その委託という名目が、どうも団体さんにとっては町からの委託を受けてやるような、一方的に押しつけられてやるようなイメージにとられて、今回辞退に至ったというふうに私は聞いております。

しかしながら、この事業につきましては、猫を排除するのではなくて、命あるものとして共存して生きていくことが大前提だと思っておりますし、もちろんその地域の中には猫が好きじゃない人、猫を飼ったことがない人もいらっしゃる中で、地域の中の合意を得ないとこの事業というのはやっぱり進んでいかない、まさしくこれは協働事業でございます。先ほど私少し答弁させていただいたんですけれども、この団体さんにステップアップをしていただいて、地域猫活動の団体登録をしていただいて、行く行くは将来的には地域猫の不妊手術等の助成活動をやっていただくということで、一頭幾ら、去勢で幾ら、不妊手術で幾らというような形で、活動費に対してそのような形でお支払いをさせていただくような団体に成長していただけるといいなという、そういう思いを行政としては持っていたということをご理解いただけると助かります。

以上でございます。

○9番 中村英子君

ちょっと理解がよくできませんが、私もその委託契約書というのを見せていただいたんですけれども、やっぱりそれは業務を委託するという形になっていまして、その業務を委託して、それがきちんとやれるかどうかチェックもしていきますよというような書き方になっているものなんです。ですけれども、そこには、ではこれが全体の事業であり、そしてその中で行政はこの部分を担いますよ、地域にはどうしますよ、こういう役割分担を全部並べて書いて、みんなでこうしましょうというものにはなっていないじゃないですか。なっていれば納得しますよ、なっていないからそれはできないという話になったんじゃないですか。そこはずれていると思うんです。だから、もしそういうことでご協力をいただくのならば、やっぱり行政が主体になって、きちんと役割分担をこうしてこうしますよと、そしてその連携の中で今から始めますということ、やっぱりこれは嘱託員会議でも言わなきゃいけないし、

全庁的にも言わなきゃいけないので、そういう仕組みをきちんとつくって、その中の一部分でこの部分をしてくださいという形の中で物事全体が進めば、それは別にノーとは言わないんじゃないですか。そういうことをきちんと示されていなかったと思うんです。曖昧だったと思うんです。だから、それはちょっと私はもう本当にずれているなという印象はあったんです。

市町によっては、ボランティアに頼まないで、職員が出ていって捕まえているというところもあると、ちらっと聞いたんですけれども、そんなことまでやったらあり得ないですよ。これを成功している市町の例というのがあるんですけれども、物すごく激減しまして、10分の1ぐらいになっているという先行的な市町があるんです。皆さんも研究していると思うんですけれども、先行してもうかなり前からやっているところは、もう10分の1ぐらいに現状はなっていると、前より非常に改善されたといっただけで取り組んでいるところがあるんです。そういうところは、成果が出ているんですけれども、その成果を出すには、やっぱり自分たちがやろうという主体性の中で物事をやっているということが伝わってくるじゃないですか。そうすると、ちょっと課長とは意見が違いますけれども、行政は何もやってくれないだとか、餌をやるなと言うだけだとか、そういう苦情というのがこっちに入ってくるということはないはずなんです。

だから、自分たちがこれでいいと思っていることは、実はそうじゃないんだよというその発想、それをちゃんと押さえてもらいたい。そうしないと、これはいつまでも現状のまま解決できないですよ。私はその辺のところを強く担当者にも要望したいし、腰を据えて何年度からはちゃんと取り組むんだという姿勢で、解決に向けて政策を出していただきたい。そうしないと一向に変わりません。どうですか、出してください、政策を。来年度なら来年度でもいいですけれども、ちゃんと政策を出していただきたいと思う。

○町長 横江淳一君

中村さんの意見はよくわかりました。若干ずれがあったと思います。私も審査会にはちゃんと顔を出しておりまして、ちょっとニュアンスが違います、はっきり言いますと。ただ、捉え方によってそう捉えられたのは本当に残念でしたし、我々もそれを一つのきっかけとして前に進めるといいねということで、そこで合意して別れさせていただいたのも事実でありますので、ちょっと我々としては、そここのところの意思の疎通がなかったのは反省をさせていただきます。

ただ、何もやっていないということではなくて、中村議員のほうからせつかくそういうボランティアさんがおみえになるよということも数年前から聞いておりましたので、いい機会だなと思って我々もスタートをさせたのは事実であります。ただ、上部団体という方がお見えになりまして、ちょっとそれが僕もわかりませんが、現在、中村さんと親交がある方なのかどうかわかりませんが、蟹江に見える方は環境課へ行って、これからも協力をさせていた

できますというようなことはおっしゃったようでありますので、一つのまだ細い糸はつながっていると思います。ある意味それをしっかりと、また中村議員にもご協力いただくかもわかりませんが、しっかりと前へ進めていきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○9番 中村英子君

実は、猫に優しい人は、人間にも優しいんです。ボランティアの人はとても優しい人、心が大きくて。だから、本当に協力していただけると思うし、ちゃんとした合意の上でやっていけば、できるんじゃないかなと私は思っています。本当にいい人たちで、頭が下がるんです。なりふり構わず一生懸命猫の世話をしてみえて、本当に私は頭が下がります。いい人たちですので、そういういい人たちのご協力というのは、町政にも大切なことですよね。そういう人を失うことがあるような行政であってはならないので、そういう優しいいい方々のご協力を、今言ったように、きちんとした政策に位置づける中で納得してもらい、協力してもらいながら、地域猫ということに持っていけるように進めていくべきだから、そういうふうに言っておきたいと思います。

それで、ちょっとつけ足しになりますけれども、私のちょっと地域猫化した一地域の経験について言わせていただいて終わりにしたいと思うんですが、昨年8月ですけども、私、近鉄蟹江駅の北側のところなんですけれども、二十二、三匹の猫を発見いたしまして、何だろうこれはという感じで非常に驚きまして、それで、私は優しい本当にいい猫のボランティアをやっている人が知り合いですので、早速彼女に連絡しまして、その団体のご協力を得まして、本当に夏の暑い日、昨年8月に、もう彼女たちは一生懸命一匹一匹それをケージに入れて、その二十二、三匹に対して対応をしていただきました。子猫もいましたので、子猫は譲渡をするということで、もらい手を探すということを一生涯やってもらって、子猫は子猫でもらい手を探してもらって、成人の猫は10匹ぐらいだったと思うんですけども、一匹一匹本当に時間をかけて捕まえて病院に連れていき、そして手術をしてということで、また戻していただくということをやしまして、そのときに、雌の猫の中にはもう4匹も5匹もいた猫もいたりしまして、これはまたここで5匹ぐらいふえるんだってねみたいな話だったんですけども、そういうことがありまして、やりました。

そのときに、大勢のボランティアやサポーターに手伝ってもらったんですけども、かかった費用が、またそれが目の病気の猫もいましたので、その手術もしたんですけども、合計成人では10匹ぐらいやったんですけども、その費用が二十二、三万円かかったんです。では、この費用を誰が持つかという話なんです。誰が持つんですか、これは。それで、この費用はもちろんそのボランティアの人もポケットマネーを出し、カンパももらい、その餌をやっておった人からも出してもらって、本当に高齢の方で、年金暮らしの方で申しわ

けないなと思ったんですけれども、数万円も出してもらって、本当にカンパもいただくという形の中でその同額を確保して、そしてそこを払っておさめたんです。

非常にそこはいい状況になりました、もちろん猫のトイレとかそういうのもきちんと管理して、かなりいい状況になりましたので、周辺からの苦情というものもなくなってきたと、行政にありがとうという電話もあったと、行政は何もしていなかったと、そういう話も経験したんですけれども、またそういう部分に、非常にこれは大変な作業で、またそれをお願いしていったということで、ちょっとつけ足しになりましたけれども、そんな経験もお話ししながら、取り組んでやればそういう状態がつくっていけるんだということを私も実感しましたので、くどくなりますけれども、きちんと前面に政策をつくって、その中の役割分担をきちんとし、このことを一つずつ進めていこうということでやっていけば、かなりの箇所では減少していくし、いい環境になっていくと思いますので、ぜひしっかり取り組むということをここで強く申し上げまして質問を終わりますので、ありがとうございます。

○議長 奥田信宏君

以上で中村英子さんの質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

(午後1時55分)